

# 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書

平成~~25~~年~~28~~年4月

島根県農林水産部漁港漁場整備課

# 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書

## 目 次

### 第1章 総 則

#### 1節 総則

1-1	適 用	1
1-2	用語の定義	1
1-3	業務の着手	1
1-4	設計図書の点検	1
1-5	監督職員	1
1-6	管理技術者	1
1-7	照査技術者及び照査の実施	1
1-8	担当技術者	1
1-9	提出書類	1
1-10	業務の打合せ等	1
1-11	業務計画書	2
1-12	基準面	2
1-13	資料等の貸与及び返却	2
1-14	作業時間	2
1-15	関係官公庁への手続き等	2
1-16	地元関係者との交渉等	2
1-17	土地等への立入り	2
1-18	成果物の提出	2
1-19	関係法令及び条例の遵守	2
1-20	検 査	3
1-21	修 補	3
1-22	損害	3
1-23	条件変更等	3
1-24	契約変更	3
1-25	履行期間の変更	4
1-26	一時中止	4
1-27	発注者の賠償責任	4
1-28	受注者の賠償責任	4
1-29	部分使用	4
1-30	再委託	4
1-31	成果物の使用	4
1-32	守秘義務	4
1-33	業務管理	4
1-34	安全管理	4
1-35	臨機の措置	5
1-36	履行報告	5
1-37	環境保全	5
1-38	委員会等の設置	5
1-39	工業所有権の取扱い	6
1-40	電子計算機の使用	6
1-41	業務コスト調査	6
1-42	行政情報流出防止対策の強化	6
1-43	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	6

## 第2章 測量業務

1節 深淺測量	7
2節 水路測量	
2-2-1 適用の範囲	7
2-2-2 測量準備	7
2-2-3 測量基準	7
2-2-4 簡易検潮等	7
2-2-5 水深測量	7
2-2-6 測量結果の整理及び解析	9
2-2-7 成果	10
2-2-8 照査	11
3節 汀線測量	11
4節 地形測量	
2-4-1 適用の範囲	11
2-4-2 測量準備	11
2-4-3 地形測量	11
2-4-4 成果	11
2-4-5 照査	11

## 第3章 環境調査

1節 流況調査	12
2節 水質調査	12
3節 底質調査	12
4節 騒音調査	12
5節 振動調査	12
6節 悪臭調査	12

## 第4章 環境生物調査

1節 プランクトン調査	13
2節 卵・稚仔調査	13
3節 底生生物調査	13

4節 附着生物調査	13
5節 藻場調査	13
6節 魚介類調査	13
第5章 気象・海象調査	
1節 気象調査	14
2節 波浪調査	14
3節 潮位調査	14
第6章 磁気探査	
1節 磁気探査	15
第7章 潜水探査	
1節 潜水探査	16
第8章 土質調査	
1節 土質調査	17
2節 音波探査	17
第9章 計画調査	
1節 一般事項	
9-1-1 適用の範囲	18
9-1-2 計画準備	18
9-1-3 使用する基準及び図書	18
2節 現況特性等の把握	
9-2-1 適用の範囲	18
9-2-2 漁港の現況	18
9-2-3 自然条件	18
9-2-4 社会・経済条件	19
9-2-5 漁業条件	19
9-2-6 産業（漁業以外）	21
9-2-7 貨客流動	21
9-2-8 交通体系	21
9-2-9 地域開発計画	22
9-2-10 地域指定状況	22

9-2-11	陸域・水域の環境及び利用現況	22
9-2-12	権利関係	23
9-2-13	現況等把握結果の整理	23

### 3節 基本方針の策定

9-3-1	適用の範囲	23
9-3-2	調査対象漁港の位置付け	23
9-3-3	整備目標と主要施策	23

### 4節 漁港利用の将来推計

9-4-1	適用の範囲	24
9-4-2	推計の目標年次等	24
9-4-3	取扱漁獲量	24
9-4-4	漁港利用船舶隻数	24
9-4-5	漁港利用者数	24

### 5節 施設計画及び土地利用計画

9-5-1	適用の範囲	24
9-5-2	外郭施設計画	24
9-5-3	水域施設計画	25
9-5-4	係留施設計画	25
9-5-5	輸送施設計画	25
9-5-6	フィッシャリーナ計画	25
9-5-7	漁港環境整備施設等計画	25
9-5-8	自然調和型漁港づくり推進施設計画	26
9-5-9	漁港交流広場整備施設計画	26
9-5-10	土地造成及び土地利用計画	26

### 6節 計画関連検討事項

9-6-1	適用の範囲	27
9-6-2	工程計画	27
9-6-3	整備主体等	27
9-6-4	概算事業費の算出	27
9-6-5	管理運営主体等	27
9-6-6	事業採算性	27
9-6-7	法線計画	27
9-6-8	開発効果	27
9-6-9	実現化への課題	27

### 7節 照査及び成果

9-7-1	適用の範囲	28
9-7-2	協議・報告	28
9-7-3	照査	28
9-7-4	成果	28

## 10章 環境影響評価調査

### 1節 一般事項

10-1-1	適用の範囲	29
10-1-2	計画準備	29
10-1-3	使用する基準及び図書	29

<b>2 節 自然条件、社会条件の把握</b>	
10-2-1 適用の範囲	29
10-2-2 気象条件	29
10-2-3 水象条件	29
10-2-4 社会条件	30
10-2-5 環境関連計画	30
10-2-6 地域指定状況	30
<b>3 節 環境に関する現況把握</b>	
10-3-1 適用の範囲	30
10-3-2 大気質	30
10-3-3 潮流	30
10-3-4 水質	30
10-3-5 底質	31
10-3-6 騒音	31
10-3-7 振動	31
10-3-8 悪臭	31
10-3-9 自然環境	31
<b>4 節 環境保全目標の検討</b>	
10-4-1 適用の範囲	32
10-4-2 目標の検討	32
<b>5 節 環境予測及び影響評価</b>	
10-5-1 適用の範囲	32
10-5-2 大気質の予測及び影響評価	32
10-5-3 潮流の予測及び影響評価	32
10-5-4 水質の予測及び影響評価	32
10-5-5 底質の影響評価	32
10-5-6 騒音の予測及び影響評価	32
10-5-7 振動の予測及び影響評価	33
10-5-8 悪臭の影響評価	33
10-5-9 自然環境の予測及び影響評価	33
10-5-10 環境保全対策及び環境監視計画の検討	33
10-5-11 総合評価	33
10-5-12 環境影響評価書	33
<b>6 節 照査及び成果</b>	
10-6-1 適用の範囲	33
10-6-2 協議・報告	33
10-6-3 照査	34
10-6-4 成果	34
<b>11 章 設 計</b>	
1 節 基本設計	35
2 節 細部設計	35
3 節 実施設計	35

「調査業務写真管理基準」

「付属資料」



# 第1章 総則

## 第1節 総則

### 1-1 適用

#### 1-1-1 一般

1. 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は漁港及び漁港海岸に係る、土質調査、環境調査などの自然条件調査及び測量並びに計画・設計に関する業務（以下「調査設計業務」という。）を対象として、その調査設計業務の契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容の統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、又は共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督職員に確認し指示を受けなければならない。

### 1-2 用語の定義

用語の定義は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1102条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第102条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第102条」によるものとする。

## 1-2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1) 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。
- 2) 「受注者」とは、調査設計業務の実施に関し、発注者と業務請負契約を締結した個人若しくは会社、その他の法人又は法令の規定により認められたその一般継承人をいう。
- 3) 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項の規定に基づき発注者が定め受注者に通知したもので、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。
- 4) 「主任監督員」とは、主に受注者又は管理技術者に対する指示、承諾及び協議のうち重要なものの処理及び業務内容の変更、一時中止の必要があると認める場合における発注者への報告等を行い、監督員の指揮監督を行う者をいう。
- 5) 「監督員」とは、主に受注者又は管理技術者に対する指示、承諾及び協議で重要なものを除くものの処理、業務の一時中止の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行う者をいう。
- 6) 「検査職員」とは、契約書第30条第2項の規定に基づき調査設計業務の完了検査及び指定部分に係る検査の都度、発注者が選任した者をいう。
- 7) 「管理技術者」とは、共通仕様書及び特記仕様書に定めた資格を有する者で契約の履行に関し、技術上の管理をつかさどる者で、契約書第9条第1項の規定に基づき受注者が定め、発注者に通知した者をいう。
- 8) 「照査技術者」とは、共通仕様書及び特記仕様書に定めた資格を有する者で、契約の履行に関し、技術上の照査をつかさどる者で、契約書第10条第1項の規程に基づき受注者が定め、発注者に通知した者をいう。
- 9) 「担当技術者」とは、契約の履行に関し、管理技術者のもとで業務を担当する者であって受注者が定め、発注者に通知した者をいう。
- 10) 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
- 11) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 12) 「契約書」とは、漁港漁場設計・測量・調査等業務契約書をいう。
- 13) 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 14) 「仕様書」とは、共通仕様書、特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- 15) 「共通仕様書」とは、契約図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに調査設計業務の順序、実施方法等業務を実施するうえで必要な技術的要求を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。

- 16) 「特記仕様書」とは、共通仕様書の他に、個々の契約に際し、当該業務の名称、業務概要、調査場所、履行期間、適用する共通仕様書、制約条件、業務の種類及び数量、技術的要求及び内容等を記載した図書をいう。
- 17) 「現場説明書」とは、現場説明時に発注者が入札参加者に対して当該業務の契約条件等を説明するための書類で、契約書に添付された書面をいう。
- 18) 「入札説明書」とは、発注者が入札公告時に入札参加資格、技術提案の内容、入札手続き等を説明するために公表した書面をいう。
- 19) 「質問回答書」とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答し、契約書に添付された書面をいう。
- 20) 「図面」とは、契約図書に添付された図面をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。
- 21) 「指示」とは、契約図書の定めに基づき監督職員が管理技術者に対し、調査設計業務の遂行上必要な事項について、書面をもって示し、実施させることをいう。
- 22) 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行或いは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- 23) 「通知」とは、発注者又は監督職員と受注者又は管理技術者の間で、調査設計業務の遂行に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
- 24) 「報告」とは、受注者又は管理技術者等が発注者又は監督職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 25) 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対し書面をもって同意を求めることをいう。
- 26) 「承諾」とは、契約図書に示された事項について、発注者又は監督職員と受注者又は管理技術者の間で、書面で同意することをいう。
- 27) 「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- 28) 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 29) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 30) 「協議」とは、書面により契約図書の定めに基づき、発注者又は監督職員と受注者又は管理技術者が契約の履行上必要な事項について対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 31) 「提出」とは、発注者若しくは監督職員が受注者若しくは管理技術者に対し、又は受注者若しくは管理技術者が発注者若しくは監督職員に対し、事業に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 32) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。別に様式の定めのある場合は、これによるものとする。緊急を要する

~~場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。~~

- ~~33) 「検査」とは、受注者が履行した契約内容について、検査職員が契約図書に基づき契約の履行を確認することをいう。~~
- ~~34) 「打合せ」とは、調査設計業務を適正かつ円滑に実施するために監督職員と管理技術者が面談により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。~~
- ~~35) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。~~
- ~~36) 「協力者」とは、受注者が調査設計業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。~~
- ~~37) 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。~~
- ~~38) 「立会」とは、設計図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確認することをいう。~~
- ~~39) 「JIS」とは、日本工業規格をいう。~~
- ~~40) 「JGS」とは、地盤工学会基準をいう。~~

### 1-3 業務の着手

~~業務の着手は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1104条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第104条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第104条」によるものとする。~~

~~受注者は、契約締結後15日以内に調査設計業務に着手するものとする。この場合、着手とは、管理技術者が調査設計業務の実施のため監督職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。~~

### 1-4 設計図書の点検

~~設計図書の点検は、島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1105条によるものとする。~~

~~受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合、監督職員に書面により通知し、その指示を受けるものとする。~~

### 1-5 監督職員

~~監督職員は、島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1106条によるものとする。~~

- ~~1) 発注者は、調査設計業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。~~
  - ~~2) 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。~~
  - ~~3) 当該業務における監督職員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。~~
  - ~~4) 監督職員がその権限を行使する場合は、書面により行うものとする。~~
- ~~——ただし、緊急を要する場合又はその他の理由により監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後、7日以内に書面により受注者にその指示等の内容を通知するものとする。~~

### 1-6 管理技術者等

管理技術者は、島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1107条によるものとする。

- ~~1) 受注者は、業務の実施に先立ち、当該業務の技術上の管理を行う管理技術者1名を定め、発注者に通知するものとする。なお、管理技術者を変更する場合も同様とするものとする。(設計共同企業体である場合を含む。)~~
- ~~2) 管理技術者は、契約図書等に基づき、調査設計業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。~~
- ~~3) 管理技術者等は、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)又は、これと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー(以下「RCGM」という。)の資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することと、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。~~
- ~~4) 管理技術者等に委任できる権限は、契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に通知するものとする。~~
- ~~5) 管理技術者等は、監督職員が指示する関連のある調査設計業務の受注者と十分に協議の上相互に協力し、業務を実施しなければならない。~~
- ~~6) 受注者又は管理技術者は、屋外の調査設計業務では協力者等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うものとする。また、調査設計業務が適正に遂行されるように管理及び監督するものとする。~~
- ~~7) 管理技術者は、監督職員が指示する関連のある調査設計業務の受注者と十分に協議の上、相互の協力をし、業務を実施するものとする。~~

### 1-7 照査技術者及び照査の実施

照査技術者及び照査の実施は、島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1108条によるものとする。

- ~~1) 受注者は、発注者が設計図書において照査技術者による照査を定めた場合、当該業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。~~
- ~~2) 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCMの資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有しなければならない。~~
- ~~3) 照査技術者は、照査計画を作成して業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。~~
- ~~4) 照査技術者は、設計図書に定めがある場合又は監督職員の指示する業務の節目に、照査技術者自身によりその成果品の照査を行わなければならない。~~
- ~~5) 照査技術者は、業務完了時に照査結果を照査報告書にとりまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。~~
- ~~6) 管理技術者は、4)に規定する照査結果の確認を行わなければならない。~~

#### 1-8 担当技術者

担当技術者は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1109条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第110条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第110条」によるものとする。

- ~~1) 受注者は、業務の実施に先立ち、担当技術者を定めた場合は、監督職員に通知するものとする。なお、担当技術者が複数にわたる場合は5名までとする。ただし、受注者が設計共同企業体である場合には、構成員毎に5名までとする。~~
- ~~2) 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。~~
- ~~3) 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。~~
- ~~4) 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。~~

#### 1-9 提出書類

提出書類は、島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1110条によるものとする。

- ~~1) 受注者は、契約図書の定めに従い、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料(以下「委託料」という。)に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。~~
- ~~2) 受注者は、提出書類を契約関係の様式集等に基づき監督職員に提出するものとする。それに定めのないものは、監督職員の指示する様式によるものとする。~~
- ~~3) 受注者は、契約金額が100万円以上の業務を受注した場合、業務実績情報サービス(TECRIS)により、受注・変更・完了時に業務実績データを作成後、「登録のための確認のお願い」を印刷し、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請するものとする。~~

また、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISによりデータ訂正後、「訂正のための確認のお願い」を印刷し、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録するものとする。  
なお、受注者は登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに監督職員に提出しなければならない。登録の期日は次によるものとする。

- ~~（1）受注時は契約締結後、主曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。~~
- ~~（2）完了時は業務完了後、主曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。~~
- ~~（3）登録内容の変更又は訂正時は変更又は訂正があった日から、主曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。変更又は訂正時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更又は訂正時の登録を省略できるものとする。~~

### 1-10 業務の打合せ等

業務の打合せ等は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1111条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第112条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第112条」によるものとする。

- ~~1）監督職員と管理技術者は、調査設計業務を適正かつ円滑に実施するため、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、受注者は、その都度、その内容を書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。~~  
~~——なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。~~
- ~~2）調査設計業務の着手時、設計図書に定める業務の区切り段階で監督職員と管理技術者は打合せを行うものとし、受注者は、その都度、その結果を書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。~~
- ~~3）管理技術者等は、業務遂行上疑義が生じた場合、速やかに監督職員と協議するものとする。~~

### 1-11 業務計画書

業務計画書は、島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1112条によるものとする。

- 1. 1）受注者は、業務の実施に先立ち、次に掲げる事項を記載した業務計画書を監督職員に提出するものとし、監督職員がその他の項目の補足を求めた場合は追記するものとする。
  - ~~（1）業務概要~~
  - ~~（2）実施方針~~
  - ~~（3）業務工程表~~
  - ~~（4）業務組織表~~
  - ~~（5）打合せ計画~~
  - ~~（6）主要機器・主要船舶・機械~~
  - ~~（7）施設（検潮所、試験室等）~~
  - ~~（8）安全管理~~
  - ~~（9）環境保全対策~~
  - ~~（10）成果物の内容、部数~~
  - ~~（11）使用する主な図書及び基準~~
  - ~~（12）その他必要事項~~

なお、受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合、照査計画について記載するものとする。

- 2) 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合、その都度、当該業務の着手前に変更する事項を記載した変更業務計画書を監督職員に提出しなければならない。
- 3) 監督職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

## 1-12 基準面

調査設計業務に用いる基準面は、特記仕様書の定めによるものとする。

## 1-13 資料等の貸与及び返却還

資料等の貸与及び返却は、島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1113条によるものとする。

- ~~1) 受注者は調査設計業務に必要な資料を自らの費用で備えるものとする。ただし、監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与することができるものとする。~~
- ~~2) 受注者は、貸与された資料の必要がなくなった場合、ただちに監督職員に返却するものとする。~~
- ~~3) 受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、請負者の責任と費用負担において修復するものとする。~~
- ~~4) 受注者は、設計図書に定める守秘義務に必要な資料を複写してはならない。~~

## 1-14 作業時間

1. 受注者は、当該業務に係る協力者等に対し、休日の確保を含めた労働時間の短縮に努めるものとする。
  2. 受注者は、業務計画に記載した以外に夜間若しくは休日に現場で業務を行う場合、事前に監督職員に通知するものとする。
- ~~1) 受注者は、当該業務に係る協力者等に対し、休日の確保を含めた労働時間の短縮に努めるものとする。~~
  - ~~2) 受注者は、業務計画に記載した以外に夜間若しくは休日に現場で業務を行う場合、事前に監督職員に通知するものとする。~~

## 1-15 関係官公庁への手続き等

関係官公庁への手続き等は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1114条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第115条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第115条」によるものとする。

- ~~1) 受注者は、業務に関係する諸法令、諸条例に基づき官公庁、その他関係機関に対して、自らの負担で業務の遂行に支障のないように手続きを行うものとする。なお、受注者は、手続きに許可書等が発行される場合、その写しを監督職員に提出するものとする。~~
- ~~2) 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合、これを遵守するものとする。なお、受注者は、許可承諾条件が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員に通知し、その指示を受けるものとする。~~

#### 1-16 地元関係者との交渉等

地元関係者との交渉等は、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第116条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第116条」によるものとする。

- ~~1) 地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとする。受注者は指示がある場合、説明の資料及び記録の作成に協力をするものとする。~~
- ~~2) 受注者は、地元関係者に誠意を持って接するものとし、地元関係者から調査設計業務の実施に関して苦情があった場合、直ちに監督職員に通知し、監督職員と協力してその解決にあたるものとする。~~

#### 1-17 土地等への立入り

土地等への立入りは、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第117条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第117条」によるものとする。

- ~~1) 土地又は水面への立ち入り許可及び承諾の手続きは、発注者又は監督職員が行うものとする。受注者は指示がある場合、これに協力をするものとする。~~
- ~~2) 受注者は、調査設計業務を実施するため、第三者の土地等に立ち入る場合、あらかじめ監督職員に通知するものとする。~~
- ~~3) 受注者は、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合、直ちに監督職員に通知し、指示を受けるものとする。~~
- ~~4) 受注者は、調査設計業務を実施するため、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地等に立ち入る場合又は植物・かき・さく等の伐除あるいは土地等又は工作物を一時使用する場合、あらかじめ監督職員に通知するものとする。通知を受けた監督職員は、当該所有者及び占有者の許可を得るものとする。受注者は指示がある場合、これに協力をするものとする。~~

#### 1-18 成果物の提出

成果物の提出は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第117条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第118条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第118条」によるものとする。

- ~~1) 受注者は、調査設計業務が完了した場合、設計図書に示す成果品（設計図書で照査技術者による照査が定められている場合は照査報告書を含む。）を業務完了通知書とともに監督職員に提出するものとする。~~
- ~~2) 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示を承諾した場合、履行期間途中において、成果品を部分提出するものとする。~~
- ~~3) 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。~~

#### 1-19 関係法令及び条例の遵守

関係法令及び条例の遵守は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1118条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第119条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第119条」によるものとする。

~~受注者は、業務に関連する諸法令・諸条例を遵守し、業務の円滑な進捗を図るものとする。~~

#### 1-20 検査

受注者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、業務完了通知書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了しているものとする。

~~—る際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了しているものとする。~~

- ~~1) 発注者は、完了検査に先立ち、受注者に対して検査日を通知するものとする。~~
- ~~2) 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 調査設計業務の成果物
  - (2) 調査設計業務の管理状況~~
- ~~3) 受注者は、検査職員から完了検査に必要な資料の提出を求められた場合、これに応じるものとする。~~
- ~~4) 完了検査に要する費用は受注者の負担とする。~~
- ~~5) 完了検査の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、止むを得ない理由があると検査職員が認めた場合は、この限りではない。~~
- ~~6) 契約書第36条に規定する「指定部分」が完了した場合は、契約書第30条の検査の規定を準用して指定部分検査を行うものとする。この場合、「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」、「検査」とあるのは「指定部分検査」とそれぞれ読み替えるものとする。~~

#### 1-21 修補

修補は、島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1120条によるものとする。

- ~~1) 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。~~
- ~~2) 受注者は、検査職員が修補を指示した場合、指示された期限までに修補を終えるものとする。~~
- ~~3) 検査職員が修補を指示した場合、修補の完了の確認は監督職員が行うものとする。~~
- ~~4) 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合、発注者は、契約書第 30 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。~~
- ~~5) 修補の完了が確認された場合、その指示の目から修補完了の確認の目までの期間を契約書第 31 条に規定する期間に含めないものとする。~~

## 1-22 損 害

- ~~1) 受注者は、契約書第 26 条、第 27 条及び第 28 条に規定する損害が発生した場合、直ちに損害の詳細な状況を把握し、遅滞なく損害発生通知書により発注者に通知しなければならない。~~  
~~——に損害の詳細な状況を把握し、遅滞なく損害発生通知書により発注者に通知しなければならない。~~
- ~~2) 契約書第 28 条に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。~~  
~~なお、起因となった事象の観測データの使用は、公共機関、若しくは公益法人~~  
~~——いう。なお、起因となった事象の観測データの使用は、公共機関、若しくは公益法人~~  
~~——の気象記録等に基づくものを使用しなければならない。~~
  - ~~— (1) 波浪、高潮の場合~~  
~~——波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上~~  
~~——と認められる場合。~~
  - ~~(2) 強風の場合~~  
~~最大風速（10 分間の平均風速で最大のものをいう。）が 15m/秒以上あった場合~~
  - ~~(3) 降雨の場合~~  
~~次のいずれかに該当する場合とする。~~
    - ~~①24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80mm 以上~~
    - ~~②1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20mm 以上~~
    - ~~③連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150mm 以上~~
  - ~~(4) 河川沿いの施設は、河川の警戒水位以上又はそれに準ずる出水により発生した場~~  
~~——合~~
  - ~~(5) 地震、津波、豪雪、竜巻の場合~~  
~~周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたり他の一般物件にも被害を及ぼした~~  
~~——と認められる場合。~~
- ~~3) 契約書第 28 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の義務を怠ったことに基づくもの」とは、契約書第 25 条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が受注者の責めによるものをいう。~~

## 1-23 条件変更等

条件変更等は、「島根県設計業務共通仕様書 第 1 編共通編第 1 章総則第 1121 条」、「島根県測量業務共通仕様書 第 1 編共通編第 1 章総則第 122 条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第 1 章総則第 122 条」によるものとする。

- ~~1) 監督職員が、受注者に対して調査設計業務内容の変更又は設計図書の訂正（以下「業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。~~
- ~~2) 受注者は、設計図書で明示されていない施行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。~~  
~~なお、「予期することのできない特別な状態」とは、以下のものをいう。~~
- ~~(1) 1-17 土地等への立入り 1) に定める現地への立入りが不可能となった場合。~~
- ~~(2) 天災その他不可抗力による損害。~~
- ~~(3) その他、発注者と受注者とが協議し当該規定に適合すると判断した場合。~~

#### 1-24 契約変更

契約変更は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1122条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第123条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第123条」によるものとする。

~~1) 発注者は、次の各号に掲げる場合、調査設計業務の契約変更を行うものとする。~~

- ~~(1) 調査設計業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合~~
- ~~(2) 履行期間の変更を行う場合~~
- ~~(3) 受注者と協議し、調査設計業務の実施上、必要があると認められる場合~~
- ~~(4) 契約書第25条の規定に基づき受注者が臨機の処置を行った場合~~
- ~~(5) 契約書第29条の規定に基づき契約金額の変更に代える業務内容の変更を行った場合~~

~~2) 発注者は、前項の場合、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。~~

- ~~(1) 1-23 条件変更等の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項~~
- ~~(2) 調査設計業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済みの事項~~
- ~~(3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項~~

#### 1-25 履行期間の変更

履行期間の変更は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1123条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第124条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第124条」によるものとする。

- 1) 発注者は、受注者に対して調査設計業務の変更の指示を行おうとする場合、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2) 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項又は調査設計業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、受注者と協議のうえ、履行期間変更を行わないことができるものとする。
- 3) 受注者は、契約書第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4) 受注者は、契約書第22条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

#### 1-26 一時中止

一時中止は、鳥根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1124条によるものとする。

- 1) 発注者は、契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合、受注者に通知し、必要と認める期間、調査設計業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。
  - (1) 第三者の土地等への立ち入り許可が得られない場合
  - (2) 関連する他の調査設計業務の進捗が遅れたため、調査設計業務の続行を不相当と認めた場合
  - (3) 環境問題等の発生により調査設計業務の続行が不相当又は不可能となった場合
  - (4) 災害等により調査設計業務の対象箇所の状態が変動した場合
  - (5) 第三者及びその財産、受注者及び協力者等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認められた場合
- 2) 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない等、監督職員が必要と認めた場合、調査設計業務の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
- 3) 受注者は、前2項により業務を一時中止する場合、屋外で行う調査設計業務の現場を監督職員の指示により保全しなければならない。

#### 1-27 発注者の賠償責任

発注者の賠償責任は、鳥根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1125条によるものとする。

~~発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。~~

- ~~1) 契約書第26条に規定する一般的損害及び契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責めに帰すべきものとされた場合~~
- ~~2) 発注者の責めにより、当該業務を継続することが不可能となった場合~~

#### 1-28 受注者の賠償責任

受注者の賠償責任は、島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1126条によるものとする。

~~発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。~~

- ~~1) 契約書第26条に規定する一般的損害及び契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責めに帰すべきものとされた場合~~
- ~~2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任に係る損害~~

#### 1-29 部分使用

部分使用は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1127条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第128条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第128条」によるものとする。

- ~~1) 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第32条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。~~
  - ~~(1) 別の調査設計業務等の用に供する必要がある場合~~
  - ~~(2) その他、特に必要と認められた場合~~
- ~~2) 受注者は、部分使用に承諾した場合、発注者に部分使用同意書とともに成果品を提出するものとする。~~

#### 1-30 再委託

再委託は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1128条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第129条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第129条」によるものとする。

- ~~1) 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。~~
- ~~(1) 調査設計業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断。~~
- ~~(2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断。~~
- ~~2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作等の簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。~~
- ~~3) 受注者は、1) 及び2) に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。~~
- ~~4) 受注者は、調査設計業務を再委託する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに調査設計業務を実施しなければならない。~~
- ~~—なお、協力者は、島根県の測量・地質調査・建設コンサルタント等有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。—~~

#### 1-31 成果物の使用等

成果物の使用等は、島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1129条によるものとする。

- ~~—受注者は、設計図書に特別の定めがない場合、契約書第5条第5項の規定に従い、発注者の承諾を得て、成果物を発表することができる。—~~

#### 1-32 守秘義務

守秘義務は、島根県設計業務仕様書 第1編共通編第1章総則第1130条によるものとする。

- ~~1) 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。~~
- ~~2) 受注者は、当該業務の成果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。~~
- ~~3) 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を「1-1-1業務計画書」に示す業務計画書の業務組織表に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。~~
- ~~4) 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。~~
- ~~5) 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。~~
- ~~6) 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。~~
- ~~7) 受注者は当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又その恐れがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。~~

### 1-33 業務管理

1.  受注者は、設計図書に適合するように十分な業務管理を行い、調査設計業務を実施するものとする。
2.  受注者は、当該業務の現場と隣接又は区域を同じくする他の調査設計業務又は工事と、常に相互強調して業務を行うものとする。
3.  受注者は、「調査業務写真管理基準」の定めにより調査設計業務の実施状況を適切に記録するものとする。
4.  受注者は、調査設計業務に関連して独自に試験研究を行う場合、監督職員に具体的な試験研究項目、内容並びに成果の発表方法について事前に承諾を得るものとする。
5.  受注者は、潜水業務を伴う場合、適切に潜水作業従事者を配置するものとする。
6.  受注者は、調査設計業務が完了した場合、調査設計業務のために設置した施設、機器等をすみやかに撤去するものとする。

### 1-34 安全管理

1.  受注者は、常に作業の安全に留意して事故及び災害の防止に努めるものとする。
2.  受注者は、調査設計業務における作業の安全確保のため次の事項を行うものとする。
  - (1) 気象・海象状況等に関して、常時注意を払うものとする。
  - (2) 作業時に危険を予知した場合は、ただちに作業を中止し、協力者等を安全な場所に避難させるものとする。
  - (3) 異常箇所の点検、原因の調査等を行う場合は、二次災害防止のための応急措置を行った後、注意して行うものとする。
3.  受注者は、事故及び災害が発生した場合、応急処置を講じるとともに、ただちに監督職員及び関係官公庁に通知するほか、遅滞なく別に定める「事故災害発生報告書」を監督職員に提出するものとする。
4.  受注者は、海上又は海中に調査用機器等を設置する場合、事故防止のため浮標灯等を特記仕様書の定めにより設けるものとする。
5.  受注者は、次の場合、航行船舶に十分注意し、見張り等を強化するなど事故防止に努めるものとする
  - (1) 調査用作業船等が船舶の輻輳している区域を航行する場合
  - (2) 作業区域への船舶の進入が予想される場合  
—なお、特記仕様書に作業時間帯の定めのある場合は、それに従うものとする。
6.  受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、ただちに、その物体を取り除くものとする。  
—なお、ただちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、監督職員及び関係官公庁に通知するものとする。
7.  受注者は、作業船舶・機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。  
—なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、ただちに応急の措置を講じるとともに監督職員及び関係官公庁に通知するものとする。
8.  受注者は、作業中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、監督職員及び関係官公庁へただちに通知し、指示を受けるものとする。
9.  受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に、火気の使用を禁止する旨の表示を行う等適切な措置を講じるものとする。
10.  受注者は、残存爆発物があると予測される区域で調査設計業務を行う場合、その業務に従事する作業船及びその乗組員並びに機械等及びその作業員について特記仕様書の定めるところにより、水雷保険、傷害保険および動産総合保険を付保するものとする。

### 1-35 臨機の措置

臨機の措置は、島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1133条によるものとする。

- ~~1) 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。~~
- ~~2) 監督職員は、天災等に伴い成果品の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。~~

### 1-36 履行報告

履行報告は、島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1134条によるものとする。

- ~~1) 受注者は、契約書第14条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、監督職員に提出しなければならない。~~
- ~~2) 受注者は、前項の規定に基づく履行報告の提出時に、設計図書で定められた調査項目の実施予定時期を併せて通知するものとする。~~

### 1-37 環境保全

- ~~1.) 受注者は、環境保全のため、関係法令及び条例を遵守し、業務の遂行により発生する恐れのある騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の防止対策を業務計画及び調査設計業務の実施段階の各々で検討・実施するものとする。~~
- ~~2.) 受注者は、業務遂行中に環境が阻害される恐れが生じ又は発生した場合、ただちに応急処置を講じ、監督職員に通知するものとする。  
—また、受注者は、必要な環境保全対策を立て監督職員の承諾を得て、又は監督職員の指示に基づいて環境の保全に努めるものとする。~~
- ~~3.) 受注者は、業務に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき適切な措置をとるものとする。~~
- ~~4.) 受注者は、海中に調査用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。  
また、調査の残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理するものとする。~~

### 1-38 委員会等の設置

- ~~1.) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、委員会、検討会等を設置するものとする。委員会等の構成、開催場所、回数、その他必要な事項は、特記仕様書の定めによるものとする。  
—また、受注者は、委員会、検討会等に監督職員を出席させるものとする。~~
- ~~2.) 受注者は、管理技術者を委員会等に出席させ、特記仕様書の定めにより必要な事務を行うものとする。~~
- ~~3.) 委員会の審議の結果、条件変更の必要が生じた場合には、1-24 契約変更の規程によるものとする。~~

### 1-39 工業所有権の取扱い

- 1) 受注者は、著作権、特許権等を使用する場合、特記仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、その使用に関する費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に発注者の承諾を得るものとする。
- 2) 受注者は、業務上、特許権等の工業所有権の対象となる発明又は考案をした場合、発注者に書面をもって通知するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
- 3) この場合、権利を取得するための手続き、権利の帰属等に関する事項については、発注者、受注者で協議して決定するものとする。

### 1-40 電子計算機の使用

- 1) 受注者は、調査設計業務に電子計算機を用いる場合、パーソナルコンピュータ程度の簡易計算機を用いる場合、または汎用プログラムを使用する場合を除き、事前に使用機種、プログラム名及び計算手法を監督職員に通知するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に電子計算機及びプログラムの定めのある場合、それに従うものとする。

### 1-41 業務コスト調査

- 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合において
- は下記の事項に協力しなければならない。
- ① 業務コスト調査にかかる調査票等の作成を行い、業務完了の日から90日以内に発注者—者に提出するものとする。  
なお、調査票については別途指示するものとする。
  - ② 提出された調査票等の内容を確認するため、監督職員がヒアリング調査を実施する—場合、当該調査に応じるものとする。

### 1-42 行政情報流出防止対策の強化

履行報告は、島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1136条によるものとする。

### 1-43 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置は、島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1137条によるものとする。

|

# 第

## 2章 測量

### —1節 深淺測量

深淺測量は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第1節によるものとする。

### —2節 水路測量

#### 2-2-1 適用の範囲

本節は、海洋情報部と漁港管理者等が共同で実施する水路測量及びこれに準ずる測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。

#### 2-2-2 測量準備

測量準備は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第1節1-1-2を適用する。

#### 2-2-3 測量基準

1. 基準点測量は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第1節1-1-3を適用するものとする。
2. 基本水準面最低水面及び平均水面は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第1節1-1-5.2を適用するものとする。

#### 2-2-4 簡易検潮等

簡易潮位等は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第1節1-1-4を適用する。

#### 2-2-5 水深測量

##### 1. 検潮

検潮は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第1節1-1-5.1を適用する。

2. 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の水深測量を行わなければならない。
3. 海上測位は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第1節1-1-5.3.(2)を適用する。

##### 4. 測 深

##### (1) 測深機器

受注者は、音響測深機（単素子、多素子、スワス音響測深機を含む。）及びレーザー測深機、測鉛等により測深を行うものとし、使用する音響測深機は、「表2-1 音響測深機の性能（水深100m以浅）」に示す性能以上のものとする。多素子型音響測深機、マルチビーム音響測深機又はインターフェロメトリ音響測深機により測深を行うものとする。

~~なお、特記仕様書に定めがなく、上記の音響測深機により難しい場合は、測量に先立ち監督職員に測深方法の承諾を得るものとする。~~

表 2-1 音響測深機の性能 (水深 100m 以浅)

項 目	性 能
シングルビーム音響測深機 (多素子音響測深機を含む)	
仮定音速度	1500m/s
発振周波数	90~230 kHz (31m未満) 90~230 kHz (31m~100m)
送受波器の指向角	半減半角 8° 以下
紙送り速度	斜測半減半角 3° 以下
最小目盛	0.2m以下
マルチビーム (浅海用) 音響測深機	
仮定音速度	1500m/s
発振周波数	36~455 kHz
レンジ分解能	5cm 以下
測深ビーム方式	クロスファンビーム
測深ビーム幅	1.5 度以下×1.5 度以下
インターフェロメトリ音響測深機	
発振周波数	100~500kHz
レンジ分解能	5cm 以下
仮定音速度	1500m/s
受信素子数	4 個以上

※スワス音響測深機は、マルチビーム音響測深機及び位相差式 (インターフェロメトリ) 音響測深機 (受信素子が 4 個以上のものに限る。) で船体に個指定して使用するものをいう。

(2) 測深及び水深改正

—測深及び水深改正は、次に示す事項のほか、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第 2 編測量・調査等業務第 1 章測量業務第 1 節 1-1-5.3. (3) .②を適用するものとする。

(イ) 受注者は、直下測深値を採用するものとする。

ただし、斜測深の斜角度が 5° 以内の場合は、斜測深の測深値を採用すること—ができるものとする。

(ロ) 受注者は、音波のカバーする範囲を拡大するため斜測深を使用することができ—るものとする。その場合、送受波器の斜角度は 20° を超えないものとする。

(ハ) 受注者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定するもの—とする。

(ニ) 受注者は、斜測深の記録上、掘下げ水深より浅い箇所のある傾向を認めた場合—は、直下測深により再度測深するものとする。

(3) 作業条件は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第 2 編測量・調査等業務第 1 章測量業務第 1 節 1-1-5.3. (3) .③を適用するものとする。

(4) 音響測深の異常記録

受注者は、音響測深記録上で付近の海底より突起しているもの又は、濃度が異なるもの (以下これらを「異常記録」という。) がある場合、次の措置を行うものとする。

(イ) 異常記録が浮遊物、機械的雑音又は、海底突起物であるかを確認するため、再—度測深するものとする。

(ロ) 異常記録が海底突起物の場合は、最浅部の水深と位置を測定し、レッドにより—硬軟を判別するものとする。

(ハ) 海底から突起していないが、濃度が異なる場合は、その位置を測定し、レッド—により硬軟を判別するものとする。

(ニ) 次の各号に該当する場合は、再測、判別等の処理を省略できるものとする。

①—比高が 0.5m 以下のもの。

②—局所的な凹部に存在し、その水深が周囲の海底より深いもの。

5. 測深線間隔及び未測深幅

1) 受注者は、水域の区分毎に「表 2-2 未測深幅」に示す未測深幅を満足するように測深線間隔をとるものとする。

表 2-2 未測深幅

水域の区分	使用機器	未測深幅		
		底質が砂又は泥質の場合	底質が岩盤質の場合	
特級	多素子音響測深機又はスワス音響測深機	0m		
一 a 級	単素子音響測深機	2m	左記の 1/2	
	多素子音響測深機 (素子数が2つのものに限る。)	3m		
	その他の機器	6m		
一 b 級	航路、泊地及びその付近	単素子音響測深機		8m
		多素子音響測深機 (素子数が2つのものに限る。)		12m
	その他の機器	25m		
	その他の水域	全ての機器	50m又は水深の3倍のうち大きい値	

「航路、泊地及びその付近」とは次の水域をいう

水路測量における測定又は調査の方法に関する告示(平成 21 年 3 月 31 日海上保安庁告示第 110 号)

- ①別表第一「水域区分 特級」の「水域 一号から四号」のいずれかに該当する水域。
- ②係留施設(岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場及び船揚場、シーバース)の前面及びその付近。

「その他の機器」は、多素子音響測深機(2 素子以外)、スワス音響測深機又はレーザー測深機(一 b 級に限る。)

- 2) 受注者は、構造物、障害物等の撤去跡の測量の場合、撤去されたことを確認できる測深線間隔とする。
- 3) 受注者は、係船岸前面を測量する場合、未測深幅を防舷材前面から 1m以内となるように測深するものとする。
- 4) 受注者は、測深結果から判断して監督職員が最浅部の確認が必要と認めた場合、さらに密な測深を行うものとする。
- 5) 受注者は、測量船の蛇行のため未測深幅が「表 2-2 未測深幅」の規定量を超えた場合、再度測量するものとする。

2-2-6 測量結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより測量結果を次に示す項目で整理及び解析を行うものとする。なお、これによらない場合は測量に先立って監督職員の承諾を得るものとする。

1) 航跡図の整理

受注者は、10cm 間隔の格子点、水深測量に必要な基準点、海上測位点及び測深線を記入した航跡図の作成するものとする。

- (1) 海上測位点は、「・」又は「⊙」で示し、実線で結ぶものとする。
  - (2) 海上測位点の記入誤差は、0.5mm以内とする。
  - (3) 航跡図の縮尺は、測量原図と同一とする。
- 2) 水深測定資料の整理
- (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める水深線を音響測深記録紙上に引き、浅所又は深所の有無を確認するものとする。
 

——なお、浅所が確認された場合は、監督職員に通知するものとする。
  - (2) 受注者は、浅い水深を優先に記録の読みとりを行い、読みとり間隔は、航跡図上10mmごととする。
  - (3) 受注者は、掘り下げ境界の海底地形を明確に把握できるよう掘り下げ区域の周辺の水深を密に読みとるものとする。
- 3) 地形解析
- 受注者は、測深図に基づき等深線を描画し、底質判別資料と対比して地形解析を行うものとする。
- 4) 測深図（原図）
- (1) 受注者は、特記仕様書に定める縮尺の図面及び測量海域の海図と同縮尺の図面の2通りを作成するものとする。
  - (2) 受注者は、横メルカトル図法により作図するものとする。
  - (3) 受注者は、用紙に伸縮性の少ないプラスチックシートを用い、用紙の大きさは50cm×40cm以上とし、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
  - (4) 受注者は、測深海域周辺の基準点を記入し、経緯度値及び平面直角座標系座標値を図面四隅の格子点に記入するものとする。

## 2-2-7 成果

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
- 2) 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書及び図面を作成し、資料とともに監督職員に提出するものとする。
  - \_\_ (1) 報告書
    - ・ 件名
    - ・ 測量箇所
    - ・ 測量期間
    - ・ 測量区域図
    - ・ 測量機器
    - ・ 測定方法
    - ・ 地形解析結果
    - ・ 測量結果と考察
  - \_\_ (2) 図 面
    - \_\_\_\_\_ ・ 測深図（原図）
    - \_\_\_\_\_ ・ 測深図（海図と同縮尺）
    - \_\_\_\_\_ ・ 側傍水深図
    - \_\_\_\_\_ ・ 経緯度表地点表示図※1、※2
  - \_\_ (3) 資 料
    - \_\_\_\_\_ ・ 検潮所基準測定結果（基準標の設置、高さの改定をした場合）
    - \_\_\_\_\_ ・ 基準面決定簿
    - \_\_\_\_\_ ・ 測定図（航跡図、原点図※1、岸測図※2、測深図※3、水深原稿図、拡大水深原稿図）
    - \_\_\_\_\_ ・ 測定帳簿（測角簿※3、測距簿※3、測深簿、測深誘導簿、検潮簿※4、原点計算簿※1、岸\_\_\_\_\_測簿※2）
    - \_\_\_\_\_ ・ 測定記録（音響測深記録、検潮記録、電波又はGNSS測位記録）

※1 基準点測量を実施した場合。

- ※2 岸線測量を実施した場合。
- ※3 G N S Sを使用する場合は不要。
- ※4 検潮機を設置した場合。

### 2-2-8 照 査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 調査方針及び調査内容の適切性
  - (2) 測定記録と計算結果の整合性
  - (3) 測定記録と図面表現の整合性
  - (4) 既存資料、計画資料等との整合性
  - (5) 成果物の適切性

## —3 節 汀線測量

汀線測量は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第2節によるものとする。

## —4 節 地形測量

### 2-4-1 適用の範囲

本節は、地形測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。

### 2-4-2 測量準備

測量準備は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第1節1-1-2を適用する。

### 2-4-2 地形測量

TS等を用いる方法による細部測量については、国土交通省公共測量作業規定による。

—なお、国土交通省公共測量作業規定は、作業規定の準則(平成2325年33月2931日国土交通省  
—告示第286334号)を準用する。

### 2-4-3 成 果

成果は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第2節1-2-5を適用する。

### 2-4-4 照 査

照査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第1節1-1-7を適用する。

## 第3章 環境調査

### —1節 流況調査

流況調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第2章環境調査業務第1節によるものとする。

### —2節 水質調査

水質調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第2章環境調査業務第2節によるものとする。

### —3節 底質調査

底質調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第2章環境調査業務第3節によるものとする。

### —4節 騒音調査

騒音調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第2章環境調査業務第4節によるものとする。

### —5節 振動調査

振動調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第2章環境調査業務第5節によるものとする。

### —6節 悪臭調査

悪臭調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第2章環境調査業務第6節によるものとする。

## —第4章 環境生物調査

### —1節 プランクトン調査

プランクトン調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第3章環境生物調査業務第1節によるものとする。

### —2節 卵・稚仔調査

卵・稚仔調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第3章環境生物調査業務第2節によるものとする。

### —3節 底生生物調査

底生生物調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第3章環境生物調査業務第3節によるものとする。

### —4節 付着生物調査

付着生物調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第3章環境生物調査業務第4節によるものとする。

### —5節 藻場調査

藻場調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第3章環境生物調査業務第5節によるものとする。

### —6節 魚介類調査

魚介類調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第3章環境生物調査業務第6節によるものとする。

# 第 5 章 気象・海象調査

## —1 節 気象調査

気象調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第 2 編測量・調査等業務第 4 章気象・海象調査業務第 1 節によるものとする。

## —2 節 波浪調査

波浪調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第 2 編測量・調査等業務第 4 章気象・海象調査業務第 2 節によるものとする。

## —3 節 潮位調査

潮位調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第 2 編測量・調査等業務第 4 章気象・海象調査業務第 3 節によるものとする。

—1節 磁気探査

磁気探査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第5章磁気探査業務第1節によるものとする。

# 第 7 章 潜水探査

## —1 節 潜水探査

潜水探査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第 2 編測量・調査等業務第 6 章潜水探査業務第 1 節によるものとする。

# 第 8 章 土 質 調 査

## —1 節 土質調査

土質調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第 3 編土質調査業務第 1 章 土質調査業務第 1 節によるものとする。

## —2 節 音波探査

音波探査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第 3 編土質調査業務第 1 章 土質調査業務第 2 節によるものとする。

# 第

# 9章 計画調査

## —1節 一般事項

### 9-1-1 適用の範囲

本章は、漁港空間の基本的な計画策定に係る漁港施設計画調査、漁港施設用地計画調査、フィッシャリーナ計画調査等のほか、現況特性の把握、漁港利用動向の推計等の基礎調査（以下「計画調査」という。）に関する一般的事項を取り扱うものとする。

### 9-1-2 計画準備

受注者は、事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画、立案するものとする。

### 9-1-3 使用する基準及び図書

- 1) 受注者は、「漁港・漁場の施設の設計の手引き(社)全国漁港漁場協会」及び「漁港計画の手引(社)全国漁港漁場協会」に準拠し、計画調査業務を実施するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に1)以外で使用する基準及び図書の定めのある場合、これによるものとする。

## —2節 現況特性等の把握

### 9-2-1 適用の範囲

本節は、計画調査のために必要な漁港の現況、自然条件及び社会・経済条件の現況等の把握に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節で取り扱う調査内容は、既存資料の収集、整理であり、現地観測、計測、測量等を含まないものとする。

### 9-2-2 漁港の現況

- 1) 受注者は、対象漁港の現況に関する既存資料を収集し、その特性を整理するものとする。
- 2) 受注者は、対象漁港の沿革、漁港施設の整備状況、施設利用状況を整理するものとする。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象漁港及び範囲を調査するものとする。

### 9-2-3 自然条件

- 1) 受注者は、対象区域の自然条件に関する調査区分（地勢、地質、気象、海象）に関する既存資料を収集し、その特性を整理するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める項目を調査するものとする。  
——なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表9-1 自然条件に関する調査項目」に示す調査項目のうち自然条件の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得るものとする。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査するものとする。

表 9-1 自然条件に関する調査項目

区分	分類	調査項目
地 勢	陸上地形	陸上地形、地形変化、海岸地形の安定性
	海底地形	海底地形、深浅、地形変動
	河 川	流速、流量、流出土砂量
地 質	地盤の性状	地盤の種類、地層の厚さ
	土 質	N値、粒度組成
気 象	風	風向、風速
	天 候	気温、降水量、降雪、濃霧、氷結、流水
	台 風	通過頻度、コース、規模
海 象	潮 汐	潮位、高潮
	波 浪	常時波浪、異常時波浪、津波
	流 況	沿岸流、離岸流、向岸流
	漂 砂	卓越方向、漂砂量、漂砂源、粒径

#### 9-2-4 社会・経済条件

- 1) 受注者は、対象区域の社会・経済条件に係る調査項目（土地、人口、労働、生活及び生産、所得）に関する既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査するものとする。  
 なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 9-2 社会・経済条件に係る調査項目」に示す調査項目のうち社会・経済条件の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 9-2 社会・経済条件に係る調査項目

区 分	分 類	調 査 項 目
社会条件	土 地	土地利用
	人 口	総人口、年齢構成、人口動態、世帯数
	労 働	労働力人口、産業別就業者数
	生 活	住宅、公共基盤施設（上下水道、し尿、ゴミ処理、都市公園）、教育・福祉・文化、物価総生産、産業別総生産、鉱工業生産指数
経済条件	生 産 所 得	県民所得、雇用者所得

#### 9-2-5 漁業条件

- 1) 受注者は、対象区域の漁業条件に関する調査項目（漁業生産、流通加工、漁船、船舶）について既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査するものとする。  
 なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 9-3 漁業条件に関する調査項目」に示す調査項目のうち漁業条件の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得るものとする。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 9-3 漁業条件に関する調査項目

区 分	分 類	調 査 項 目
漁業生産	魚種及び漁業種類	魚種別陸揚量(属人, 属地, 年月別) 漁業種類別陸揚量(属人, 属地, 年月別) 盛漁期陸揚量(年月別)
	漁場	漁業種類別, 季節別の漁場分布 漁場の魚種別漁獲量 魚種別漁獲量の経年変化 資源の動向
	規制等	期間, 量, 漁具, 船型, 隻数, 場所に関する各種規制
	就業者	就業者数(漁業種類別, 年齢別, 性別) 就業者の所得(漁家所得, 漁業所得, 兼業の比重)
	資本	漁船漁具等の資本内容
	習慣	操業習慣
	経営体	漁業業同組合, 個人経営体, 会社, 生産組合等の組織の数, 内容, 人員 各経営体の経営状況
流通加工	搬入搬出量	魚種別 期間別 流通形態別(鮮魚, 活魚, 冷凍魚, 塩干品 ねり製品等) 搬入搬出先別 搬入搬出手段別
	搬入搬出手段	鉄道, 保冷車, 運搬船等の量, 時間, 経費
	流通加工関係者	仲買業者, 加工業者, 運輸業者の数, 規模, 資本
	荷捌方法	競売の方法, 回数 契約制(一船買等)の有無 小運搬の方法と運搬量
	流通加工施設	製氷施設, 冷蔵庫, 蓄養施設等の容量 加工形態, 加工場の処理能力
	消費	消費地別仕向量, 季節別消費量, 消費地までの所要時間 消費形態
	輸出入量	輸出入先別, 品目別, 期間(年月日)別, 輸出入形態別
漁船, 船舶	利用漁船	年間利用漁船, 1日当たり利用漁船(陸揚, 準備, 休けい, 避難, 揚船)、修理漁船
	利用船舶	一般船舶の種類別, 船型別の年間利用数 種類別, 船型別の1日当たり利用一般船舶数 種類別, 船型別の避難船舶数 利用者数 取扱貨物の種類及び数量
	船型	船長 船幅 吃水 重量 マスト高 乾舷高
	装備	漁具の種類, 数量 クレーンの能力, 数量 船倉の容量, 漁獲物の荷姿, 容器 油槽の容量, 油の種類・貯水槽の容量 貯氷庫の容量, 氷の種類 その他の装備の種類, 性能, 数量
	利用パターン	漁業種類別, 船型別の陸揚・準備・休けい時間 漁業種類別, 船型別の操船距離, 時間 施設利用の順序と時間 係留の方法 操業日数, 操業パターン
	性能	馬力数 船型別, 速度別回転半径

--	--	--

#### 9-2-6 産業（漁業以外）

- (1) 受注者は、対象区域に立地する産業に係る調査項目（1次産業、2次産業、3次産業）に関する既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。  
なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表9-4 産業に係る調査項目」に示す調査項目のうち産業の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 9-4 産業（漁業以外）に係る調査項目

区分	分類	調 査 項 目
一次	農業 林業	粗生産額、生産所得、耕地面積、作物別収穫高、家畜数 森林伐採面積、林産物生産量、外材依存度
二次	工業 鉱業	工業出荷額、業種別出荷額、企業立地状況、原材料、製品、用地面積、 従業者数、埋蔵鉱量、生産量
三次	商業 観光 エネルギー	卸売業、小売業、飲食店等の従業員数、販売額、売場面積 観光入込客数、観光文化資源、観光ルート 電力立地状況

### 9-2-7 貨客流動

- (1) 受注者は、対象区域の貨客流動に係る貨物及び旅客に関する既存資料を収集し、貨物流動及び旅客流動の特性を整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。  
なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 9-5 貨客流動に係る調査項目」に示す調査項目のうち貨客流動の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 9-5 貨客流動に係る調査項目

区分	分 類	調 査 項 目
貨物	漁港貨物 地域間流動貨物	漁港貨物量、陸上出入貨物量、漁港勢力圏貨物 地域間貨物量、輸送機関別貨物量
旅客	漁港旅客 地域間・内流動旅客	漁港旅客数 地域間・内旅客数、輸送機関別旅客数

### 9-2-8 交通体系

- (1) 受注者は、対象区域の交通体系に係る調査項目（船舶、道路、鉄道、空港）に関する既存資料を収集し、交通体系の特性と将来動向を整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。  
なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 9-6 交通体系に係る調査項目」に示す調査項目のうち交通体系の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 9-6 交通体系に係る調査項目

区分	分類	調査項目
船舶	海上交通	海上交通ネットワーク、輸送量
道路	一般道路 幹線道路	地域間幹線、地域内幹線道路ネットワーク、道路交通量混雑度、道路整備計画
	臨港道路	道路交通量、臨港幹線道路
鉄道		鉄道ネットワーク、輸送量
空港		空路網、輸接量、空港整備計画

### 9-2-9 地域開発計画

- (1) 受注者は、計画調査のために必要な国及び地方公共団体の策定した既存資料を収集し、地域開発構想・計画を整理しなければならない。
- (2) 受注者は、総合計画、交通計画及び個別計画（都市計画、道路計画、漁港計画、その他必要な計画）を地域開発計画として整理しなければならない。
- (3) 受注者は、特記仕様書に定めのある総合計画、交通計画及び個別計画を調査しなければならない。

### 9-2-10 地域指定状況

- (1) 受注者は、計画調査のために必要な調査項目（自然公園、都市計画、港湾・漁港・海岸、その他）に関連する地域指定状況の既存資料を収集し、整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。  
なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 9-7 地域指定状況に係る調査項目」に示す調査項目のうち、対象漁港の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 9-7 地域指定状況に係る調査項目

分類	調査項目
自然公園	国立・国定自然公園、県立自然公園
都市計画	用途地域、建ぺい率、容積率、景観条例
港湾・漁港・海岸	港湾区域・漁港区域、臨港地区、海岸保全区域
その他	農業振興地域、鳥獣保護区、保安林、文化財保護法の指定 類型指定、公害防止計画策定地域、大気汚染防止法による規制 水質汚濁防止法による規制

### 9-2-11 陸域・水域の環境及び利用現況

- (1) 受注者は、対象区域における陸域・水域の利用現況の既存資料を収集し、整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。  
なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 9-8 陸域・水域の環境及び利用現況に係る調査項目」に示す調査項目のうち対象漁港の現況の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 9-8 陸域・水域の環境及び利用現況に係る調査項目

分類	調査項目
陸域環境利用現況	漁港施設用地、漁港関連施設用地、緑地・水際線へのアクセス、 景観
水域環境利用現況	航路・泊地、レクリエーション水域、漁業水域、景観

### 9-2-12 権利関係

- (1) 受注者は、計画調査業務の実施に係る調査項目（土地、建物、水域）に関連する権利関係の既存資料を収集し、整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。  
なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 9-9 権利関係に係る調査項目」に示す調査項目のうち対象港湾の現況の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域を調査しなければならない。

表 9-9 権利関係に係る調査項目

分類	調査項目
土地	所有者、借地権、地価
建物	所有権、借家権、価格
水域	漁業権

### 9-2-13 現況等把握結果の整理

受注者は、本節 9-2-2 から 9-2-12 までの調査結果を踏まえて、現況特性等を総合的に把握・整理しなければならない。

## —3 節 基本方針の策定

### 9-3-1 適用の範囲

本節は、漁港整備の基本方針を策定するための調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

### 9-3-2 調査対象漁港の位置付け

- 1) 対象漁港への要請及び課題  
受注者は、現況特性などの把握結果及びその他関連する調査結果に基づき対象漁港に対する各種機能整備の要請及び課題を整理、把握しなければならない。
- 2) 対象漁港の位置付け  
受注者は、前項の結果に基づき対象漁港の機能を整理し、役割を検討しなければならない。

### 9-3-3 整備目標と主要施策

- 1) 整備目標と主要施策の目標年次  
整備目標と主要施策の目標年次は、特記仕様書に定めるものとする。
- 2) 整備目標と主要施策  
受注者は、対象漁港の将来の機能、役割を基に、目標年次における整備目標と主要施策を検討しなければならない。
- 3) 空間利用の方針  
受注者は、対象漁港に要請される機能を発揮するために原則として「表 9-10 ゾーン区分」に示すゾーン区分により必要なゾーンを選定し、次の項目を考慮のうえ、配置しなければならない。
  - (1) 背後圏の土地利用状況又は開発計画
  - (2) 各ゾーン間の配置関係
  - (3) 配置地点への適合度なお、受注者は、特記仕様書に定めるケース数の配置案を作成するものとする。

表 9-10 ゾーン区分

物流関連	人流関連	交流拠点
生産	危険物	エネルギー関連
緑地レクリエーション（水域含む）	漁港業務関連	都市機能
	廃棄物処理	停泊
避泊	留保	浄化機能
漁村再開発	通信機能	

## —4節 漁港利用の将来推計

### 9-4-1 適用の範囲

本節は、漁港の利用に関する将来推計を行うための調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

### 9-4-2 推計の目標年次等

受注者は、特記仕様書に定める目標年次に基づき漁港利用の将来推計を行わなければならない。なお、受注者は、特記仕様書に定めるケース数の将来推計を行うものとする。

### 9-4-3 取扱漁獲量

#### 1) 背後圏及び将来フレームの設定

受注者は、取扱漁獲量の現況、国及び地方公共団体の開発計画に基づき推計に際しての前提条件となる背後圏の人口、国民総生産、漁業情勢及びその他必要な経済社会フレームを設定しなければならない。

#### 2) 取扱漁獲量の推計

(1) 受注者は、取扱漁獲物を水揚げ種別（属人、他からの搬入別）及び漁種別、水産加工の有無に分類して推計するものとする。

なお、推計漁獲物は、当該港の整備目標と主要施策に関連する品目とする。

また、特記仕様書に推計漁獲物の特定の定めのある場合は、それに従うものとする。

(2) 受注者は、取扱漁獲量推計に際して特記仕様書に定めのある場合、関係者（地元漁業者）ヒアリングを行わなければならない。

### 9-4-4 漁港利用船舶隻数

受注者は、目標年次における利用船舶を漁船及びその他の船舶に分類し、船種別隻数及びトン数を推計しなければならない。

### 9-4-5 漁港利用者数

受注者は、漁港施設利用者（船舶乗降旅客を含む。）、緑地利用者（一体として計画されている海浜、洋上レクリエーション施設利用者を含む。）、フィッシャリーナ利用者（一体として計画されている海浜、海洋性レクリエーション施設利用者を含む。）を対象として、目標年次における漁港利用者数を推計しなければならない。

## —5節 施設計画及び土地利用計画

#### 9-5-1 適用の範囲

本節は、2節 現況特性等の把握、3節 基本方針の策定及び4節 漁港利用の将来推計における検討結果に基づき漁港の施設計画及び土地利用計画を策定するための調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

#### 9-5-2 外郭施設計画

- 1) 受注者は、外郭施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- 2) 受注者は、外郭施設が十分な機能を発揮し、船舶が安全に利用できるよう位置、構造（反射特性等）、その他必要な事項を検討したうえで規模及び配置を設定しなければならない。
- 3) 受注者は、周辺の地形、環境、流況、防護しようとする水域施設及び係留施設の利用計画に与える影響並びに漁港の将来の発展を考慮し、外郭施設の配置等を検討しなければならない。
- 4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、利用船舶の安全性、操船性の確認及び静穏度の評価を行わなければならない。

#### 9-5-3 水域施設計画

- 1) 受注者は、水域施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- 2) 受注者は、将来利用する船舶の種類、船型を考慮し、船舶の安全と円滑な利用ができるよう位置、構造、設備を検討したうえで水域施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- 3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、利用船舶の安全性、操船性の確認及び静穏度の評価を行わなければならない。

#### 9-5-4 係留施設計画

- 1) 受注者は、係留施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- 2) 受注者は、将来利用する船舶の種類、船型、隻数、取扱漁獲の種類、数量、陸揚げ方式及び海陸の輸送機関の状況を考慮したうえで係留施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- 3) 受注者は、地形、気象、海象、その他の自然条件及び船舶の航行、その他の当該施設周辺の利用状況を考慮し、係留施設背後の土地利用形態及び陸上交通体系との整合性を十分図り、係留施設を配置しなければならない。

#### 9-5-5 輸送施設計画

- 1) 受注者は、輸送施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- 2) 受注者は、輸送需要の質及び量に適合し、人及び車両が安全かつ円滑に利用できるよう漁港及びその周辺における交通の状況、他の漁港施設の状況、地形等の自然条件を考慮し、輸送施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- 3) 受注者は、諸法令に示された基準等を参考にし、各漁港の実態に即して輸送施設を計画しなければならない。

#### 9-5-6 フィッシャリーナ計画

- 1) 受注者は、フィッシャリーナに関する基本的事項を検討のうえ、遊漁船等の隻数を推計し、フィッシャリーナ施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- 2) 受注者は、フィッシャリーナに関する基本的事項として、次の内容を検討しなければならない。
  - (1) 漁業の振興
  - (2) 漁業と海洋性レクリエーションの共存
  - (3) 漁港漁村地域の活性化
- 3) 受注者は、次に示す事項を検討のうえ、計画フィッシャリーナの計画収容隻数を設定しなければならない。
  - (1) 対象漁港における遊漁船等の保有隻数の現況及び将来動向

- (2) 対象漁港における遊漁船等の種別、船型別隻数の推計
- (3) 周辺マリナ及びフィッシャリーナの保管見通し及び整備計画  
資料を収集して行うものとし、特記仕様書に定めのある場合は、現地調査による確認を行うものとする。
- 4) 受注者は、フィッシャリーナの種類と計画収容隻数に基づき次に示す事項を検討のうえ、導入する施設、規模及び配置を設定しなければならない。
  - (1) フィッシャリーナの有すべき機能と施設構成
  - (2) 水面保管・陸上保管割合と主要施設規模
  - (3) 機能配置と動線計画
  - (4) 施設配置と全体計画
- 5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、静穏度の評価を行わなければならない。

#### 9-5-7 漁港環境整備施設等計画

- 1) 緑地等施設（海浜、緑地、広場、植栽、休憩所等）
  - ① 受注者は、緑地等施設の種類、規模及び配置を設定しなければならない。
  - ② 受注者は、利用形態及び配置等を考慮して、緑地等施設の種類を決定しなければならない。
  - ③ 受注者は、利用者数その他の必要な指標に基づいて緑地等施設の規模を設定しなければならない。
  - ④ 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、緑地等施設内の配置についてのイメージ図等を作成しなければならない。
- 2) 廃棄物処理施設（廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物粉碎施設、廃油処理施設等）
  - ① 受注者は、廃棄物の種類別（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土及び浚渫土砂、廃油、廃有害物質等、汚水及び廃物）発生量及び埋立処分量を推計し、廃棄物処理施設の規模及び配置を設定しなければならない。
  - ② 受注者は、廃棄物の発生量と処理の実態を既往資料を収集して調査し、これを基に将来の発生量及び埋立処分量を種類ごとに推計しなければならない。
  - ③ 受注者は、廃棄物の埋立処分に必要な埋立処分地の規模を設定し、廃棄物の種類別の処理空間を選定して、廃棄物埋立護岸の配置計画を検討しなければならない。  
なお、目標年次において廃棄物処理施設用地を利用する場合は、土地利用計画を策定するものとする。
  - ④ 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、その定める対象範囲及び期間に発生する廃棄物の種類、量等現況を調査しなければならない。

#### 9-5-8 自然調和型漁港づくり推進施設計画

- 1) 受注者は、自然調和型施設の種類、規模及び配置を設定しなければならない。
- 2) 受注者は、漁港施設の整備を進めるにあたって、海水交流の促進、水質の保全及び周辺の自然環境等を配慮して、自然調和型施設の規模及び配置を決定しなければならない。
- 3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、施設の配置についてのイメージ図等を作成しなければならない。—

#### 9-5-9 漁港交流広場整備施設計画

- 1) 受注者は、漁港交流広場整備施設の種類、規模及び配置を設定しなければならない。
- 2) 受注者は、外来者との交流が図れる広場を核とし、親水施設、水産物直販施設等に配慮した、漁港交流広場整備施設の規模及び配置を決定しなければならない。
- 3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、施設の配置についてのイメージ図等を作成しなければならない。

#### 9-5-10 土地造成及び土地利用計画

- 1) 受注者は、施設計画及びその他の需要に基づいて次に示す用途区分で土地利用計画を策定し、土地造成の必要規模を設定しなければならない。
  - (1) 漁港施設用地
  - (2) 漁港利用調整施設用地
  - (3) 漁港関連用地
  - (4) 公用・公共用施設用地
  - (5) 漁村再開発施設用地
  - (6) 交通機能用地
  - (7) 危険物取扱施設機能用地
  - (8) 緑地用地
  - (9) 廃棄物処理施設用地
  - (10) 海面処分用地（海面処分・活用用地）
  - (11) 公共用地
- 2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、関係者（地元漁業者等）アンケート調査又はヒアリング調査を行わなければならない。

## —6節 計画関連検討事項

### 9-6-1 適用の範囲

本節は、前節までの計画調査の一環として必要とする検討事項に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、詳細な調査を行う場合は、特記仕様書の定めにより行うものとする。

### 9-6-2 工程計画

受注者は、対象計画の整備の優先順位、機能発揮の効率性、投資規模の平均性、その他必要な事項を考慮のうえ、工程計画、整備スケジュール（段階整備計画）を検討し、事業の整備工程を作成しなければならない。

### 9-6-3 整備主体等

受注者は、対象計画の施設の性格と整備主体の特性を踏まえて、公共、漁協、第三セクターに区分したうえで、事業の整備主体を検討しなければならない。

### 9-6-4 概算事業費の算出

- 1) 受注者は、概算事業費を事業主体別、施設別に区分して算出しなければならない。
- 2) 受注者は、当該漁港における実績、類似漁港の事例、その他の事業例を参考に概算事業費を算出しなければならない。

### 9-6-5 管理運営主体等

受注者は、公共性の確保、施設の利用形態、利用の効率性等総合的に検討し、公共、漁協、第三セクターに区分したうえで、管理運営主体の検討をしなければならない。

### 9-6-6 事業採算性

- 1) 受注者は、損益計算書、資金計画表、その他必要な資料を作成し、対象事業の損益及び資金収支の状況より事業採算性を検討しなければならない。
- 2) 受注者は、収益的プロジェクト又は収益的個別施設を対象に事業採算性を検討するものとし、対象施設は、監督職員の承諾を得なければならない。
- 3) 受注者は、採算性の検討に使用する採算計算、予測期間、施設耐用年数、計算に用いる価格等の基本的な条件及び考え方を整理し、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

### 9-6-7 法線計画

- 1) 受注者は、防波堤、岸壁、護岸等の施設の法線を示す座標を設定しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める法線の基点の位置及び座標系を用いなければならない。

### 9-6-8 開発効果

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、対象計画の開発効果を推定しなければならない。
- 2) 受注者は、開発（建設）投資の過程で発生する効果及び施設利用によってもたらされる効果を定量的に把握し、経済開発効果を推計しなければならない。
- 3) 受注者は、既存資料を用いて経済開発効果を推計するものとし、経済効果の推計項目及び手法は、特記仕様書の定めによらなければならない。

——なお、経済効果の推計項目及び手法が特記仕様書に定めのない場合は、監督職員と協議するものとする。

- 4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、既存資料以外のものを用いて推計しなければならない。
- 5) 受注者は、開発が地域社会及び地域住民に及ぼす定性的な社会開発効果の特記仕様書の定める項目により抽出、整理しなければならない。

#### 9-6-9 実現化への課題

受注者は、策定した計画を実現化するうえの課題を抽出し、次に示す項目を含め整理し、提言しなければならない。

- (1) 今後さらに検討が必要な計画課題、技術課題
- (2) 計画を具体化していくために取組むべき事業化に向けての課題
- (3) 開発を進めるために漁港以外の部門に要請すべき課題

### —7 節 照査及び成果

#### 9-7-1 適用の範囲

本節は、2 節 現況特性等の把握から 6 節 計画関連検討事項における検討結果についての協議・報告、照査及び成果物に関する一般的事項を取り扱うものとする。

#### 9-7-2 協議・報告

協議・報告は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等共通仕様書第 2 編測量・調査等業務第 2 章環境調査第 4 節 2-4-7 を適用するものとする。

#### 9-7-3 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
- 2) 照査技術者が行う照査事項及び方法は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 使用する基準及び図書の適切性。
  - (2) 現況特性等の把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性
  - (3) 基本の方針の策定における要請・課題の把握、整備目標と主要施策、空間利用の方針の適切性
  - (4) 漁港利用の将来推計における推計方法及び推計結果の適切性
  - (5) 施設計画及び土地利用計画における各施設計画、土地造成及び土地利用計画の適切性
  - (6) 計画関連検討事項における各検討結果の適切性

#### 9-7-4 成果

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

# 第10章 環境影響評価調査

## —1節 一般事項

### 10-1-1 適用の範囲

本章は、漁港及び漁港海岸の計画策定及び事業の実施に際し、必要とする環境影響評価調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

### 10-1-2 計画準備

受注者は、調査の着手に先立ち調査対象となる事業計画の内容を把握するとともに、「表8-1 調査項目」に示す項目についての業務手順及び遂行に必要な事項を企画・立案しなければならない。

また、必要に応じて現地踏査を行うものとする。

表8-1 調査項目

項目	漁港計画	埋立事業	備考
自然条件、社会条件の把握	—	○	
環境に関する現況の把握	○	○	
環境保全目標の設定	—	○	
影響予測及び影響評価	○ 完成後の予測	○ 施工中及び 完成後の予測	埋立事業においては、環境保全対策、環境監視計画の検討を行う。

### 10-1-3 使用する基準及び図書

受注者は、環境影響評価調査に使用する基準及び図書が特記仕様書に定めのある場合、その定めにより調査を行わなければならない。

## —2節 自然条件、社会条件の把握

### 10-2-1 適用の範囲

本節は、環境影響評価で考慮すべき自然条件、社会条件の把握に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節で取り扱う調査の内容は、既存資料の収集、整理であり、現地観測、計測、測量等は含まないものとする。

### 10-2-2 気象条件

- 1) 受注者は、対象区域の気象条件に関する既存資料を収集、整理し、その特性を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める風、天候、台風等の項目及びその内容を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域及び期間を調査しなければならない。

### 10-2-3 水象条件

- 1) 受注者は、対象区域の水象条件に関する既存資料を収集、整理し、その特性を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める河川、潮汐、波浪、津波等の項目及び内容を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。

### 10-2-4 社会条件

- 1) 受注者は、対象区域の社会条件に関する既存資料を収集、整理し、その特性を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める人口、土地利用、水域利用、交通及び産業等の項目及びその内容を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。

### 10-2-5 環境関連計画

- 1) 受注者は、環境影響評価に必要な対象区域に関連する地方公共団体等が策定した環境管理計画、公害防止計画、下水道整備計画等の環境関連計画を収集・整理しなければならない。
- 2) 受注者は、環境関連計画について特記仕様書に定めのある場合、その定める計画を収集・整理しなければならない。

### 10-2-6 地域指定状況

- 1) 受注者は、環境影響評価に必要な対象地域に関連する自然公園、鳥獣保護区、文化財保護法の指定、環境基準の類型指定、公害防止計画の策定地域、環境省が定める排水基準の他に当該自治体が定める上乘せ基準・横出し基準等の地域指定状況を調査し整理しなければならない。
- 2) 受注者は、地域指定状況について特記仕様書に定めのある場合、その定める地域指定事項を調査し整理しなければならない。

## —3節 環境に関する現況把握

### 10-3-1 適用の範囲

本節は、環境予測及び影響評価に先立って行う環境の現況把握に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節で取り扱う現況把握は、既存の調査資料、文献によるものとし、現地観測及び試験を含まないものとする。

### 10-3-2 大気質

- 1) 受注者は、対象区域の大気質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。
- 4) 受注者は、最新のデータを基に「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）及び「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）に定められる基準項目並びに特記仕様書に定める項目を環境基準との適合状況、過去からの推移を整理し、これにより大気質の状況を把握しなければならない。

5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、大気質の特性の解析を行わなければならない。

### 10-3-3 潮流

- 1) 受注者は、対象区域の潮流に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、最新のデータを基に対象海域の潮流の流況特性を整理しなければならない。
- 4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、対象海域の潮流の流況特性の要因の解析を行わなければならない。

### 10-3-4 水質

- 1) 受注者は、対象区域の水質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。
- 4) 受注者は、最新のデータを基に、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）に定められる基準項目並びに特記仕様書に定める項目を環境基準との適合状況、過去からの推移を整理し、水質の状況を把握しなければならない。
- 5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、水質汚濁特性の解析を行わなければならない。

### 10-3-5 底質

- 1) 受注者は、対象区域の底質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。
- 4) 受注者は、最新のデータを基に、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年2月17日総理府令第6号）に定められる判定基準（以下、「水底土砂等に係る判定基準」という。）項目並びに特記仕様書に定める項目を水底土砂等に係る判定基準との適合状況、過去からの推移を整理し、底質の有害物質による汚染状況を把握しなければならない。
- 5) 受注者は、最新のデータを基に、化学的酸素要求量、全硫化物等の特記仕様書に定める項目に関する過去からの推移を整理し、底質の汚染状況を把握しなければならない。
- 6) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、底質の特性の解析を行わなければならない。

### 10-3-6 騒音

- 1) 受注者は、対象区域の騒音に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、最新のデータを基に、「騒音に係る環境基準について」（昭和46年5月25日閣議決定）に定められる基準値との適合状況、過去からの推移を整理し、騒音の状況を把握しなければならない。
- 4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、騒音の発生要因の解析を行わなければならない。

### 10-3-7 振動

- 1) 受注者は、対象区域の振動に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- 2) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。
- 3) 受注者は、最新のデータを基に「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）に定められる特定建設作業の規制に関する基準及び道路交通振動の限度、並びに「特定

工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年 11 月 10 日環境庁告示第 90 号)に定められる基準値との適合状況、過去からの推移を整理し、振動の状況を把握しなければならない。

4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、振動の発生要因の解析を行わなければならない。

#### **10-3-8 悪 臭**

1) 受注者は、対象区域の悪臭に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。

2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。

3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。

4) 受注者は、最新のデータを基に「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年 5 月 30 日総理府令 39 号)に定められる規制基準項目並びに特記仕様書に定める項目を規制基準との適合状況、過去からの推移を整理し、悪臭の状況を把握しなければならない。

5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、悪臭の発生要因の解析を行わなければならない。

#### **10-3-9 自然環境**

1) 受注者は、対象地区の自然環境に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。

2) 受注者は、地形・地質、植物、動物、景観及び野外レクリエーション地並びに特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。

3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。

4) 受注者は、最新のデータ及び過去からの推移を整理し、自然環境の状況を把握しなければならない。

### **—4 節 環境保全目標の検討**

#### **10-4-1 適用の範囲**

本節は、環境保全目標の検討に関する一般的事項を取り扱うものとする。

#### **10-4-2 目標の検討**

1) 受注者は、特記仕様書に定める項目の環境保全目標を検討しなければならない。

2) 受注者は、環境に関する現況把握の結果を基に、関係法令、条例及び通達に定められた事項に照らし、それぞれの項目ごとに目標を設定しなければならない。

### **—5 節 環境予測及び影響評価**

#### **10-5-1 適用の範囲**

本節は、環境予測及び影響評価に関する一般的事項を取り扱うものとする。

#### **10-5-2 大気質の予測及び影響評価**

1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期及び予測項目、方法により大気質の状態を予測しなければならない。

- 2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画が大気質へ及ぼす影響をとりまとめ、**本章第3節10-3-2 大気質 4)**に示す環境基準並びに**本章第4節10-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価しなければならない。

#### 10-5-3 潮流の予測及び影響評価

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により潮流の状況を予測しなければならない。
- 2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画が潮流へ及ぼす影響をとりまとめ、**本章第10節10-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価しなければならない。

#### 10-5-4 水質の予測及び影響評価

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期、予測項目及び予測方法により水質の状態を予測しなければならない。
- 2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画が水質へ及ぼす影響をとりまとめ、**本章第10節10-3-4 水質 4)**に示す環境基準に基づき水域類型の指定が行われている水域では、当該環境基準に照らし、また、水域類型の指定が行われていない水域では、環境基準の類型にあてはめたいうえ、当該環境基準並びに**本章第10節10-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価しなければならない。  
なお、海域の浮遊物質量(SS)は、「水産生物、日常生活において支障がない程度」並びに**本章第10節10-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価するものとする。

#### 10-5-5 底質の影響評価

受注者は、当該計画が、底質へ及ぼす影響をとりまとめ、**本章第10節10-3-5 底質 4)**に示す判定基準並びに**本章第10節10-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価しなければならない。

#### 10-5-6 騒音の予測及び影響評価

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により騒音の状況を予測するものとする。
- 2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画による騒音の影響をとりまとめ、道路交通騒音では**本章第10節10-3-6 騒音 3)**に示す環境基準に基づき地域の類型指定が行われている地域では当該環境基準に照らし、また、地域の類型指定が行われていない地域では、将来の土地利用の動向を考慮した環境基準の類型にあてはめたいうえ、当該環境基準並びに**本章第10節10-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価しなければならない。
- 3) 受注者は、建設作業騒音を「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省建設省告示第1号）」を踏まえ、「大部分の地域住民が日常において支障がない程度」並びに**本章第10節10-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価しなければならない。

#### 10-5-7 振動の予測及び影響評価

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により振動の状況を予測しなければならない。
- 2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画による振動の影響をとりまとめ、**本章第10節10-3-7 振動 3)**に定める基準を踏まえ、「大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度」並びに**本章第10節10-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価しなければならない。

#### 10-5-8 悪臭の影響評価

受注者は、当該計画による悪臭の影響をとりまとめ、「大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度」並びに**本章第10節10-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価しなければならない。

#### 10-5-9 自然環境の予測及び影響評価

- 1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、影響予測項目及び予測方法により自然環境の状態を予測しなければならない。
- 2) 受注者は、当該計画による各項目への影響をとりまとめ、「自然環境の保全上、支障を生じないこと」並びに**本章第10節10-4-2 目標の検討 2)**の検討結果に照らして評価しなければならない。

#### 10-5-10 環境保全対策及び環境監視計画の検討

- 1) 受注者は、本節 **環境予測及び影響評価**の結果を基に予測、評価の対象とした全項目の環境保全対策及び環境監視計画を検討しなければならない。
- 2) 受注者は、特記仕様書に定める検討内容により環境保全対策及び環境監視計画を検討しなければならない。

#### 10-5-11 総合評価

- 1) 受注者は、環境予測及び影響予測の結果を基に総合評価を行わなければならない。
- 2) 受注者は、環境予測及び影響予測の対象とした全項目の総合評価を行わなければならない。

#### 10-5-12 環境影響評価書

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、環境影響評価準備書及び環境影響評価書の基礎資料を作成しなければならない。

### —6節 照査及び成果

#### 10-6-1 適用の範囲

本節は、環境影響評価調査の協議・報告、成果に係る照査及び成果物の作成に関する一般的事項を取り扱うものとする。

#### 10-6-2 協議・報告

協議・報告は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等共通仕様書第2編測量・調査等業務第2章環境調査第4節2-4-7を適用するものとする。

#### 10-6-3 照査

- 1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
- 2) 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 使用する基準及び図書の適切性
  - (2) 自然条件、社会条件の把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性
  - (3) 環境に関する現況把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性
  - (4) 環境保全目標の各項目検討結果の適切性

- (5) 環境予測における予測結果の適切度
- (6) 影響評価における基準もしくは環境保全目標適用の適切性
- (7) 事業計画に対する環境保全対策及び環境監視計画の適切性
- (8) 個別項目の環境予測及び影響評価結果に対する総合評価の整合性

#### **10-6-4 成 果**

—受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

# 第11章 設 計

## —1 節 基本設計

基本設計は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第4編設計等業務第1章設計業務第1節によるものとする。

## —2 節 細部設計

細部設計は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第4編設計等業務第1章設計業務第2節によるものとする。

## —3 節 実施設計

実施設計は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第4編設計等業務第1章設計業務第3節によるものとする。

# 調查業務写真管理基準





# 調査業務写真管理基準目次

1-1_章	総	則	.....					
		管	1_1					
2-2_章	深	浅	測	量	.....			
		管	2_1					
3-3_章	探	査	工	.....				
		管	3_1					
4-4_章	土	質	調	査	.....			
		管	4_1					
5-5_章	環	境	調	査	.....			
		管	5_1					
6-6_章	気	象	・	海	象	調	査	.....
		管	6_1					

---

# ~~1-1章 総 則~~

~~総則は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 調査管理基準第1章総則によるものとする。~~

## ~~1) 適用の範囲~~

~~本章は、漁港漁場及び漁港海岸に係る測量・土質等調査の写真（電子媒体によるものを含む）に関する一般的事項を取り扱うものとする。~~

## ~~2) 撮影一般~~

~~受注者は、調査設計業務の実施にあたり、次の写真を撮影し、監督職員に提出するものとする。~~

~~(1) 調査設計業務段階ごとの状況一般~~

~~(2) その他、特に監督職員が指示した箇所~~

## ~~3) 撮影構成~~

~~(1) 受注者は、調査設計業務段階ごとの写真を現場条件の変更、臨機の措置、貸与物件、現場発生品及び調査中の安全管理を対象とし、調査実施中における状況を把握できるように撮影するものとする。~~

~~(2) 受注者は、同じ調査設計業務内容を繰り返す場合、代表的な1サイクルを撮影し、他のサイクルの撮影を省略することができるものとする。~~

~~(3) 受注者は、調査中の被災状況を撮影する場合、全景及び部分写真により被災前と被災後の状況が比較できるように撮影するものとする。~~

## ~~4) 撮影方法~~

~~(1) 受注者は、被写体の状況、場所、時期、形状寸法の確認ができるように工夫して撮影するものとする。~~

~~(2) 受注者は、必要に応じて次の事項を記入した小黒板を入れ、撮影するものとする。~~

~~イ. 調査名~~

~~ロ. 調査の種類~~

~~ハ. 測点番号~~

~~ニ. 略 図~~

~~ホ. 撮影場所~~

~~ヘ. その他~~

~~(3) 写真は、カラー写真とする。~~

## ~~5) 整理~~

~~(1) 受注者は、写真を実施順序に従い、撮影ごとに各1枚を張り付け、必要に応じて各写真に撮影箇所、撮影年月日及び説明を記入するものとする。~~

~~(2) 受注者は、整理する写真の大きさを116 mm×82 mm(サービス判)以上とし、アルバム又は報告書に整理するものとする。~~

~~また、アルバムの大きさはA-4判(21 cm×29.5 cm)程度とし、表~~

~~紙には実施年度、調査名、受注者名を記入するものとする。~~

~~(3) 電子媒体を提出する場合は、原本として CD-ROM 又は MO(230Mb 以下)を、その記録画像ファイル形式は JPEG 形式(非圧縮～圧縮率 1/8 まで)をそれぞれ原則とし、これ以外による場合には監督職員の承諾を得るものとする。~~

~~(4) 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。(有効画素数 100 万画素以上、プリンターはフルカラー＝300dpi 以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで 3 年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。)~~

## 2-2 章 深浅測量

深浅測量は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書  
調査管理基準第2章深浅測量によるものとする。

## 3-3 章 探査工

探査工は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 調  
査管理基準第3章探査工によるものとする。

## 4-4 章 土質調査

土質調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書  
調査管理基準第4章土質調査によるものとする。

## 5.5章 環境調査

環境調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書  
調査管理基準第5章環境調査によるものとする。

## 6-6 章 気象・海象調査

気象・海象調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 調査管理基準第6章気象・海象調査によるものとする。

付 属 資 料

## 付 属 資 料 目 次

1. 共通仕様書掲載 J I S ・ J G S 一覧表	資 1
2-1. 海上工事における関係法令一覧	資 31
2-3. 工事等に関する許可申請、届出手続きの手引き	資 17
— (1) 港湾区域内で、工事等を施工する場合	資 7
— (2) 港域内又は境界付近で工事等を施工する場合	資 7
— (3) 港湾区域及び第 5 6 条第 1 項の規定により — 公示されている水域を除く水域で工事等を施工する場合	資 8
— (4) 漁港区域内で、工事等を施工する場合	資 9
— (5) 海岸保全区域内で、工事等を施工する場合	資 9
— (6) 自然公園、特別地域内で工事を施工する場合	資 10
— (7) 水路測量を実施する場合	資 11
— (8) 航路標識を設置、管理、変更する場合	資 12
4-3. 船舶航行に関する報告手続きの手引き	資 113
— (1) 長大物件をえい(押)航するときの航路通報	資 13
— (2) 海難発生時の通報	資 14
— (3) 航路標識等事故発生時の通報	資 14
— (4) 海難報告	資 14

1. 共通仕様書掲載 J I S ・ J G S 一覧表

章	節	JIS 番号	JGS 番号	試 験 名 称	制定年月	改正年月	確認年月	
4 章	土質調査							
	4-1-6 原位置試験							
		A 1219			土の標準貫入試験方法	1961.12	2001.6	2010.2
			1411-2003		原位置ベーンせん断試験方法			
			1435-2003		電気式静的コーン貫入試験方法			
			1421-2003		孔内水平載荷試験方法			
		4-1-7 検 層						
				1122-2003	地盤の弾性波速度測定方法			
		4-1-10 乱さない試料の採取						
				1221-2003	固定式ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法			
				1222-2003	ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法			
				1223-2003	ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法			
				1224-2003	ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラーによる試料の採取方法			
		4-1-13 土質試験						
		1) 土質試験は、JIS 及び地盤工学会の規定(JGS)による試験方法によらなければならない。						
		土質試験の JIS・JGS には次のものがある。						
		A 1201		0101-2000	土質試験のための乱した土の試料調製方法	1950.11	2009.9	1995.11
		A 1202		0111-2000	土粒子の密度試験方法	1950.11	2009.9	1995.11
		A 1203		0121-2000	土の含水比試験方法	1950.11	2009.9	1989.4
		A 1204		0131-2000	土の粒度試験方法	1950.11	2009.9	1995.11
		A 1205		0141-2000	土の液性限界・塑性限界試験方法	1950.11	2009.9	1986.10
		A 1209		0145-2000	土の収縮定数試験方法	1950.11	2009.9	1995.11
		A 1210		0711-2000	突固めによる土の締固め試験方法	1950.11	2009.9	1995.11
		A 1211		0721-2000	C B R 試験方法	1953.7	2009.9	1986.10
		A 1214			砂置換法による土の密度試験方法	1953.12	2001.6	2010.2
		A 1215			道路の平板載荷試験方法	1953.12	2001.6	2010.2
		A 1216		0511-2000	土の一軸圧縮試験方法	1958.7	2009.9	1986.10
	A 1217		0411-2000	土の圧密試験方法	1960.3	2009.9	1986.10	
	A 1218		0311-2000	土の透水試験方法	1961.3	2009.9	1989.4	
	A 1219			土の標準貫入試験方法	1961.12	2001.6	2010.2	
	A 1220			オランダ式二重管コーン貫入試験方法	1976.11	2001.6	2010.2	
	A 1221			スウェーデン式サウンディング試験方法	1976.11	2002.5	2010.2	
	4-1-16 成果品							

5 章	2) 土質試験結果の整理方法は原則として JIS 及び地盤工学会 (JGS) の指定する様式によるものとする。					
	— 上記 JIS・JGS 一覧表に同じ					
	— 環境調査					
	2 節 — 水質調査					
	5-2-6 水質試験					
	— K 0102		工業排水試験方法	—1964. 2	—2010. 7	—2003. 4
	— K 0101		工業用水試験方法	—1957. 4	—1998. 4	—2012. 10
	— K 0125		用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法	—1987. 2	—1995. 4	—2007. 2
	3 節 — 底質調査					
	5-3-6 底質試験					
— K 0102		工業排水試験方法	—1964. 2	—2010. 7	—2003. 4	
— K 0093		工業用水・工場排水中のポリクロロビフェニル (PCB) 試験方法	—1974. 5	—2006. 3	2010. 10	

章	節	JIS 番号	JGS 番号	試 験 名 称	制定年月	改正年月	確認年月
		—K 0125		用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法	—1987. 2	—1995. 4	—2007. 2
		—K 0312		工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法	—1999. 9	—2008. 1	—2012. 10
		—A 1202	0111-2000	土粒子の密度試験方法	—1950. 11	—2009. 9	—1995. 11
		—A 1204	0131-2000	土の粒度試験方法	—1950. 11	—2009. 9	—1995. 11

注) 制定年月、改正年月、確認年月は J I S についてのものである。

## 2-1. 海上工事における関係法令一覧

海上工事における関係法令一覧は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 付属資料1による。

分 類	法 令 名
<del>航行安全に関する法令</del>	<del>海上衝突予防法 (昭和52. 6. 1 法律第62号)</del>
	<del>同 施行規則 (昭和52. 7. 1 運輸省令第19号)</del>
	<del>海上交通安全法 (昭和47. 7. 3 法律第115号)</del>
	<del>同 施行令 (昭和48. 1. 26 政令第5号)</del>
	<del>同 施行規則 (昭和48. 3. 27 運輸省令第9号)</del>
	<del>港則法 (昭和23. 7. 15 法律第174号)</del>
	<del>同 施行令 (昭和40. 6. 22 政令第219号)</del>
	<del>同 施行規則 (昭和23. 10. 9 運輸省令第29号)</del>
	<del>水路業務法 (昭和25. 4. 17 法律第102号)</del>
	<del>同 施行令 (平成13. 12. 28 政令第433号)</del>
	<del>同 施行規則 (昭和25. 7. 26 運輸省令第55号)</del>
	<del>航路標識法 (昭和24. 5. 24 法律第99号)</del>
	<del>同 施行規則 (昭和24. 6. 25 運輸省令第30号)</del>
	<del>水難救護法 (明治32. 3. 29 法律第95号)</del>
	<del>同 施行令 (昭和28. 8. 31 法律第237号)</del>
	<del>同 施行規則 (明治32. 7. 29 逓信省令第35号)</del>
	<del>海難審判法 (昭和22. 11. 19 法律第135号)</del>
	<del>同 施行令 (昭和23. 3. 6 政令第54号)</del>
	<del>同 施行規則 (昭和23. 4. 2 運輸省令第8号)</del>
	<del>船舶法 (明治32. 3. 8 法律第46号)</del>
<del>同 施行細則 (明治32. 6. 12 逓信省令第24号)</del>	
<del>内航海運業法 (昭和27. 5. 27 法律151号)</del>	
<del>同 施行規則 (昭和27. 7. 2 運輸省令第42号)</del>	
<del>港湾等整備に関する法令</del>	<del>港湾法 (昭和25. 5. 31 法律第218号)</del>
	<del>同 施行令 (昭和26. 1. 19 政令第4号)</del>
	<del>同 施行規則 (昭和26. 11. 22 運輸省第98号)</del>
	<del>港湾の施設の技術上の基準を定める省令 (昭和49. 7. 16 運輸省令第30号)</del>
	<del>漁港漁場整備法 (昭和25. 5. 2 法律第137号)</del>
	<del>同 施行令 (昭和25. 7. 28 政令第239号)</del>
	<del>同 施行規則 (昭和26. 7. 17 農林省令第47号)</del>
	<del>海岸法 (昭和31. 5. 12 法律第101号)</del>
	<del>同 施行令 (昭和31. 11. 7 政令第332号)</del>
	<del>同 施行規則 (昭和31. 11. 10 農林、運輸、建設省令第1号)</del>
	<del>公有水面埋立法 (大正10. 4. 9 法律第57号)</del>
	<del>同 施行令 (大正11. 4. 8 勅令第194号)</del>
<del>同 施行規則 (昭和49. 3. 18 運輸、建設省令第1号)</del>	
<del>海洋汚染防止等に</del>	<del>海洋汚染及び海上災 (昭和45. 12. 25 法律第136号)</del>

<del>関する法令</del>	<del>害の防止に関する法律</del>
------------------	-----------------------

<del>分</del> 類	<del>法</del> 令 名
	<del>同 施行令 (昭和46. 6. 22 政令第201号)</del> <del>同 施行規則 (昭和46. 6. 23 運輸省令第38号)</del> <del>船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であ</del> <del>って海洋において処分することができる</del> <del>ものの水質の基準を定める省令</del> <del>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45. 12. 25 法律第137号)</del> <del>同 施行令 (昭和46. 9. 23 政令第300号)</del> <del>同 施行規則 (昭和46. 9. 23 厚生省令第35号)</del> <del>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12. 11. 19 法律第104号)</del> <del>同 施行令 (平成12. 11. 19 政令第495号)</del> <del>同 施行規則 (平成14. 3. 5 国土交通省・環境省第1号)</del> <del>水質汚濁防止法 (昭和45. 12. 25 法律第138号)</del> <del>同 施行令 (昭和46. 6. 17 政令第188号)</del> <del>同 施行規則 (昭和46. 6. 19 総理府通産省令第2号)</del> <del>水産資源保護法 (昭和26. 12. 17 法律第313号)</del> <del>自然環境保全法 (昭和47. 6. 22 法律第85号)</del> <del>同 施行令 (昭和48. 3. 31 政令第38号)</del> <del>同 施行規則 (昭和48. 2. 9 総理府令第62号)</del>
<del>自然公園に関する法令</del>	<del>自然公園法 (昭和32. 6. 1 法律第161号)</del> <del>同 施行令 (昭和32. 9. 30 政令第298号)</del> <del>同 施行規則 (昭和32. 10. 11 厚生省令第41号)</del>
<del>危険物に関する法令</del>	<del>火薬類取締法 (昭和25. 5. 4 法律第149号)</del> <del>同 施行規則 (昭和25. 10. 31 通産省令第88号)</del> <del>火薬類の運搬に関する総理府令 (昭和35. 12. 28 総理府令第65号)</del> <del>危険物船舶運送及び貯蔵規則 (昭和32. 8. 20 運輸省令第30号)</del> <del>危険物の規制に関する政令 (昭和34. 9. 26 政令第306号)</del> <del>危険物の規制に関する規則 (昭和34. 9. 29 総理府令第55号)</del>
<del>火災防止に関する</del>	<del>消防法 (昭和23. 7. 24 法律第186号)</del>

<del>法令</del>	<del>同 施行令 (昭和36. 3. 25 政令第37号)</del>
	<del>同 施行規則 (昭和36. 4. 1 自治省令第6号)</del>

分 類	法 令 名
<del>交通安全に関する 法令</del>	<del>道路交通法 (昭和35. 6. 25 法律第105号)</del> <del>同 施行令 (昭和35. 10. 11 政令第270号)</del> <del>同 施行規則 (昭和35. 12. 3 総理府令第60号)</del> <del>土砂等を運搬する大 型自動車による交通 事故の防止等に関す る特別措置法</del>
<del>船舶設備に関する 法令</del>	<del>船舶安全法 (昭和 8. 3. 15 法律第11号)</del> <del>同 施行令 (昭和 9. 2. 1 勅令第13号)</del> <del>同 施行規則 (昭和38. 9. 25 運輸省令第41号)</del> <del>船舶構造規則 (平成10. 3. 31 運輸省令第16号)</del> <del>船舶機関規則 (昭和31. 10. 20 運輸省令第55号)</del> <del>船舶設備規程 (昭和 9. 2. 1 逓信省令第6号)</del> <del>船舶区画規程 (昭和27. 11. 14 運輸省令第97号)</del> <del>船舶防火構造規則 (昭和55. 5. 6 運輸省令第11号)</del> <del>満載喫水線規則 (昭和43. 8. 10 運輸省令第33号)</del> <del>船舶復原性規則 (昭和31. 12. 28 運輸省令第76号)</del> <del>船舶救命設備規則 (昭和40. 5. 19 運輸省令第36号)</del> <del>船舶消防設備規則 (昭和40. 5. 19 運輸省令第37号)</del>
<del>船員に関する法令</del>	<del>船舶職員法 (昭和26. 4. 16 法律第149号)</del> <del>同 施行令 (昭和58. 2. 12 政令第13号)</del> <del>同 施行規則 (昭和26. 10. 15 運輸省令第91号)</del> <del>船員法 (昭和22. 9. 1 法律第100号)</del> <del>同 施行規則 (昭和22. 9. 1 運輸省令第23号)</del> <del>小型船等に乘組む海 員の労働時間及び休 日に関する省令</del> <del>船員労働安全衛生規則 (昭和39. 7. 31 運輸省令第53号)</del> <del>船員保険法 (昭和14. 4. 6 法律第73号)</del>
<del>陸上労働に関する 法令</del>	<del>労働基準法 (昭和22. 4. 7 法律第49号)</del> <del>同 施行規則 (昭和22. 8. 30 厚生省令第23号)</del> <del>女子年少者労働基準規則 (昭和29. 6. 19 労働省令第13号)</del> <del>事業付属寄宿舍規程 (昭和22. 10. 31 労働省令第7号)</del> <del>建設業付属寄宿舍規定 (昭和42. 9. 29 労働省令第27号)</del> <del>建設労務者の雇用の 改善等に関する法律 (昭和51. 5. 27 法律第33号)</del> <del>労働安全衛生法 (昭和47. 6. 8 法律第57号)</del> <del>同 施行令 (昭和47. 8. 19 政令第318号)</del>

	<del>労働安全衛生規則 (昭和47. 9. 30 労働省令第32号)</del> <del>有機溶剤中毒予防規則 (昭和47. 9. 30 労働省令第36号)</del> <del>ボイラー及び圧力容器安全規則</del> <del>(昭和47. 9. 30 労働省令第33号)</del>
--	--

分 類	法 令 名
	<del>クレーン等安全規則 (昭和47. 9. 30 労働省令第34号)</del> <del>ゴンドラ安全規則 (昭和47. 9. 30 労働省令第35号)</del> <del>高気圧作業安全衛生規則</del> <del>(昭和47. 9. 30 労働省令第40号)</del> <del>酸素欠乏症等防止規則 (昭和47. 9. 30 労働省令第42号)</del> <del>労働者災害補償保険法 (昭和22. 4. 7 法律第50号)</del> <del>同 施行令 (昭和52. 3. 23 政令第33号)</del> <del>同 施行規則 (昭和30. 9. 1 労働省令第22号)</del> <del>職業安定法 (昭和22. 11. 30 法律第141号)</del> <del>同 施行令 (昭和28. 8. 31 政令第242号)</del> <del>同 施行規則 (昭和22. 12. 29 労働省令第12号)</del> <del>雇用保険法 (昭和49. 12. 28 法律第116号)</del> <del>同 施行令 (昭和50. 3. 10 政令第25号)</del> <del>同 施行規則 (昭和50. 3. 10 労働省令第3号)</del> <del>労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44. 1. 29 法律第84号)</del> <del>同 施行令 (昭和47. 3. 31 政令第46号)</del> <del>同 施行規則 (昭和47. 3. 31 労働省令第8号)</del> <del>健康保険法 (大正11. 4. 22 法律第70号)</del> <del>同 施行令 (大正15. 6. 30 勅令第243号)</del> <del>同 施行規則 (大正15. 7. 1 内令第36号)</del> <del>厚生年金保険法 (昭和29. 5. 19 法律第115号)</del> <del>同 施行令 (昭和29. 5. 24 政令第110号)</del> <del>同 施行規則 (昭和29. 7. 1 厚生省令第37号)</del> <del>最低賃金法 (昭和34. 4. 15 法律第137号)</del> <del>同 施行規則 (昭和34. 7. 10 労働省令第16号)</del> <del>賃金の支払の確保等に関する法律 (昭和51. 5. 27 法律第34号)</del> <del>同 施行令 (昭和51. 6. 28 政令第169号)</del> <del>同 施行規則 (昭和51. 6. 28 労働省令第26号)</del> <del>職業能力開発促進法 (昭和44. 7. 18 法律第64号)</del> <del>同 施行令 (昭和44. 9. 30 政令第258号)</del> <del>同 施行規則 (昭和44. 10. 1 労働省令第24号)</del> <del>所得税法 (昭和40. 3. 31 法律第33号)</del> <del>同 施行令 (昭和40. 3. 31 政令第96号)</del> <del>同 施行規則 (昭和40. 3. 31 大蔵省令第11号)</del> <del>建設業退職金共済制度 (昭和39. 6. 18 政令第188号)</del> <del>悪臭防止法 (昭和46. 6. 1 法律第91号)</del> <del>同 施行令 (昭和47. 5. 30 政令第207号)</del> <del>同 施行規則 (昭和47. 5. 30 政令第39号)</del>

--	--

### 3-2. 工事等に関する許可申請、届出手続きの手引き

#### (1) 港湾区域内で、工事等を施工する場合

書類の名称	港 湾 工 事 等 許 可 申 請 書
根拠法令	港湾法 37-1 項、同令 13、14
適用海域	港湾区域内、又は港湾隣接地域内（港湾隣接地域内とは、港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者の長が指定する区域）
手続きを必要とするとき	<p>次の工事等を施工しようとするとき</p> <p>① 港湾区域の水域（上空100mまでの区域及び水底下60mまでの区域を含む以下同じ）又は公共空地の占用</p> <p>② 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取</p> <p>③ 水域施設、外かく施設、けい留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良（第一項の占用を伴うものは除く）</p> <p>④ 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある次の行為</p> <p>イ. 港湾管理者の長が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から20m以内の地域においてする構築物の建設又は改築</p> <p>ロ. 港湾管理者の長が指定する廃物の投棄</p>
提出者	工事等施工者
提出先	港湾管理者の長
他の法令との関係	<p>公有水面埋立法第2条第1項の規定による免許を受けた場合は、本件許可は不要である。</p> <p>港湾区域の定めのない港湾で都道府県知事が水域を定めて公告した場合は、その水域施設、外かく施設、若しくはけい留施設を建設し、その他水域の一部を占用し、土砂を採取し、又はその他の港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為をしようとする者は、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。（港湾法 5-6-1）</p>

#### (2) 港域内又は境界付近で工事等を施工する場合

書類の名称	作 業 等 許 可 申 請 書
根拠法令	港則法 31-1 項、37-3 項、同則 1-6
適用海域	特定港内又は特定港の境界附近（特定港以外の港にも準用）
手続きを必要とするとき	工事又は作業を行うとき

<del>提 出 者</del>	<del>工事又は作業の実施責任者</del>
<del>提 出 先</del>	<del>特定港にあっては所轄港長 特定港以外の港にあっては所轄海上保安部又は海上保安部の長</del>

<del>書類の名称</del>	<del>作 業 等 許 可 申 請 書</del>
<del>申請の内容</del>	<del>① 氏名及び住所 ② 工事又は作業の目的及び種類 ③ 工事又は作業の期間及び時間 ④ 工事又は作業の区域及び場所 ⑤ 工事又は作業の方法 ⑥ その他（標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等）</del>

~~(3) 港湾区域及び第56条第1項の規定により公示されている水域を除く水域で工事等を施工する場合~~

<del>書類の名称</del>	<del>工 事 等 許 可 申 請 書</del>
<del>根拠法令</del>	<del>港湾法56-3、同令20、同則29、30</del>
<del>適用海域</del>	<del>港湾区域及び港湾法第56条第1項以外の水域</del>
<del>手続きを必要とするとき</del>	<del>水域施設、外郭施設又は係留施設（危険物積載船、旅客船又は自動車航送船を係留するための係留施設、スポーツ又はレクリエーション用に供するヨット、モーターボートその他の船舶を係留するための係留施設、総トン数500トン以上の船舶の係留施設）を建設し又は改良する場合</del>
<del>提 出 者</del>	<del>工事等施工者</del>
<del>提 出 先</del>	<del>都道府県知事（当該届出にかかわる水域施設等の所在する地先水面が2以上の都道府県にまたがる時はそれぞれに提出）</del>
<del>記載事項</del>	<del>1) 事 項 ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ② 種類規模及び構造 ③ 船舶許容能力、係留能力 ④ 工事の開始及び完了の予定期目 ⑤ 使用及び管理の計画 2) 添付書類 ① 工事設計書 ② 位置及び付近の状況を表示した縮尺1/10,000以上の図面 ③ 水域の範囲及び水深を表示した縮尺1/1,000以上の図面 ④ 規模及び構造を表示した縮尺1/1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図（種類、規模等により一部を省略することができる）</del>

	⑤ その他参考書類
--	-----------

（４）漁港区域内で、工事等を施工する場合

書類の名称	工 事 等 許 可 申 請 書	
根拠法令	漁港漁場整備法 3-9	
適用海域	漁港の区域内の水域又は公共空地	
手続きを必要とするとき	次の工事等を施工しようとするとき ① 工作物の建設若しくは改良 （水面又は土地の占用を伴うものを除く） ② 土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土 ③ 汚水の放流若しくは汚物の放棄 ④ 水面若しくは土地の一部の占用 （公有水面の埋立による場合は除く）	
提出者	工事等施工者	
提出先	漁港管理者	
注）	特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規定によってする行為、又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。 国の機関又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む）が上記の許可を要する行為をしようとする場合には、あらかじめ漁港管理者に協議することをもって足りる。	

（５）海岸保全区域で、工事等を施工する場合

書類の名称	海岸保全区域 占用許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書
根拠法令	海岸法 7、同則 3	海岸法 8、同令 3、同則 4
適用海域	（陸地においては満潮時の水際線から、水面においては干潮時の水際線から、それぞれ 50m をこえない範囲）	同左
手続きを必要とするとき	海岸保全施設以外又は工作物を設けて、当該海岸保全区域を占用しようとするとき	次の行為をしようとするとき ① 土石（砂を含む）を採取すること ② 水面若しくは他の土地の他の施設等を新設し、又は水面

		<del>若しくは他の土地にある他の施設等を改築すること</del> <del>③ 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為（木材その他の物件を投棄し、又は係留する等の行為で、海岸保全施設を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定するもの）</del>
--	--	---

書類の名称	海岸保全区域 占有許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書
提出者	占有しようとするもの	工事等施工者
提出先	海岸管理者	同左
申請の内容	<del>① 海岸保全区域の占有の目的</del> <del>② 海岸保全区域の占有の期間</del> <del>③ 海岸保全区域の占有の場所</del> <del>④ 施設又は工作物の構造</del> <del>⑤ 工事実施の方法</del> <del>⑥ 工事実施の期間</del>	<del>① 土石採取の場合</del> <del>イ. 採取の目的</del> <del>ロ. 採取の期間</del> <del>ハ. 採取の場所</del> <del>ニ. 採取の方法</del> <del>ホ. 採取量</del> <del>② 施設又は工作物の新設、改築の場合</del> <del>イ. 新設又は、改築する目的</del> <del>ロ. 新設又は、改築する場所</del> <del>ハ. 新設又は、改築する施設又は工作物の構造</del> <del>ニ. 工事実施の方法</del> <del>ホ. 工事実施の期間</del> <del>③ 土地の掘削、盛土、切土等を行う場合</del> <del>イ. 目的</del> <del>ロ. 内容</del> <del>ハ. 期間</del> <del>ニ. 場所</del> <del>ホ. 方法</del>

~~(6) 自然公園、特別地域内で工事を施工する場合~~

書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書
根拠法令	<del>自然公園法 17、18、18=2、20 同則 10</del>
適用海域	<del>特別地域（国立公園、国定公園） 特別保護地区、海中公園地区</del>

手続きを必要とするとき	<p>特別地域内で次の行為をしようとするとき</p> <p>① 工作物を新築し、改築し、又は増築すること</p> <p>② 木竹を伐採すること</p> <p>③ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること</p> <p>④ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること</p> <p>④の2. 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排水すること</p> <p>⑤ 広告物その他これに類するものを提出し、若しくは設置し、又は公告その他これに類するものを工作物等に表示すること</p> <p>⑥ 水面を埋立て、又は干拓すること</p> <p>⑦ 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること</p>
-------------	---

書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書
提出者	工事等施工者
提出先	<p>国立公園区域 環境大臣</p> <p>国定公園区域 都道府県知事</p>
申請の内容	<p>① 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）</p> <p>② 行為の種類</p> <p>③ 行為の目的</p> <p>④ 行為の場所</p> <p>⑤ 行為地及びその付近の状況</p> <p>⑥ 行為の施行方法</p> <p>⑦ 着手及び完了の予定日</p> <p>（添付図面等）</p> <p>① 行為の場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図</p> <p>② 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の概況図及び天然色写真</p> <p>③ 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図</p> <p>④ 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の1以上の図面</p>

（7）水路測量を実施する場合

書類の名称	水路測量許可申請書
-------	-----------

根拠法令	水路業務法6 同則2、3
手続きを必要とするとき	海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするとき ただし、次の場合は、本件許可は不要である ① 学術的な調査、研究のための水路測量 ② 港湾施設施工のための水路測量 ③ 百分の一未満の縮尺図を調整するための水路測量 ④ 前各号の他、高度の正確さを必要としない水路測量
提出者	水路測量実施者
提出先	管区海上保安本部海洋情報部（管区海上保安本部長あて）

書類の名称	水路測量許可申請書
申請の内容	① 申請者の住所、氏名又は名称 ② 水路測量の目的区域 ③ 精度 ④ 方法 ⑤ 期間 ⑥ 水路測量を計画する機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑦ 水路測量作業を行う機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑧ 水路測量作業員の構成

（8）航路標識を設置、管理、変更する場合

書類の名称	航路標識設置（管理） 許可申請書	航路標識現状変更 許可申請書
根拠法令	航路標識法2のただし書 同則1、3	航路標識法5の1 同則7
手続きを必要とするとき	海上保安庁以外の者が、その者が行う事業又は事務の用に供するため、その者の費用で航路標識を設置し、又は管理するとき	海上保安庁以外の者が設置した航路標識の管理者が、その航路標識を廃止し、その位置を変更し、その他その現状を変更しようとするとき
提出者	設置及び管理しようとする者	航路標識の管理者
提出先	所轄海上保安部燈台部 （管区海上保安本部長あて）	同左
申請の内容	1) 設置の場合 ① 理由書	1) 位置を変更する場合 ① 設置位置を海図上に示し

<ul style="list-style-type: none"> <li>② 設置位置を海図上に示した図面</li> <li>③ 航路標識の全体を示した側面図</li> <li>④ 航路標識の各部の構造についての図面</li> <li>⑤ 告示要項書</li> <li>⑥ 用品調書</li> <li>2) 管理の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 航路標識の名称</li> <li>② 管理の理由</li> <li>③ 管理期間</li> <li>④ 管理条件</li> <li>⑤ 管理方法</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>た図面</li> <li>② 告示要項書</li> <li>2) 性質又は構造を変更する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 航路標識の全体を示した側面図</li> <li>② 航路標識の各部の構造についての図面</li> <li>③ 告示要項書</li> </ul> </li> <li>3) 廃止、休止の場合[航路標識廃止(休止)許可申請書] <ul style="list-style-type: none"> <li>① 理由</li> <li>② 廃止の期日(休止の期間)</li> <li>③ 廃止(休止)に伴う措置</li> </ul> </li> </ul>
--	---

~~[備考] 許可申請書作成にあたっては、保燈監第365号(昭和51年12月24日)~~

~~「所管外航路標識許可事務処理要領」を参照すること。~~

~~工事等に関する許可申請、届出手続きの手引きは、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 付属資料2による。~~

### 4.3. 船舶航行に関する報告手続きの手引き

船舶航行に関する報告手続きの手引きは、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 付属資料3による。

#### (1) 長大物件をえい(押)航するときの航行通報

書類の名称	長大物件えい航船等航行予定通報	
根拠法令	海交法22 同則12、13、14	
手続きを必要とするとき	長大物件えい航又は押航して(引き船の船首から引かれる物件の後端まで又は押し船の船尾から押される物件の先端までの長さが200m以上のもの)、海交法第2条1項に規定する航路を航行しようとするとき、及び予定を変更したとき	
通報者	船長又は船長の職務代行者	
通報先	航路を担当する海上保安部署	
	航路名	航路担当部署
	裏賀水道航路、中ノ瀬航路	東京湾海上交通センター
	明石海峡航路	大阪湾海上交通センター
	備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路	備讃瀬戸海上交通センター

	<table border="1"> <tr> <td><del>伊良湖水道航路</del></td> <td><del>第四管区海上保安本部</del></td> </tr> <tr> <td><del>来島海峡航路</del></td> <td><del>今治海上保安部</del></td> </tr> </table>	<del>伊良湖水道航路</del>	<del>第四管区海上保安本部</del>	<del>来島海峡航路</del>	<del>今治海上保安部</del>
<del>伊良湖水道航路</del>	<del>第四管区海上保安本部</del>				
<del>来島海峡航路</del>	<del>今治海上保安部</del>				
	<del>海難事故が発生した場合は、発生した海域を管轄する海上保安（監）部</del>				
<del>通報時期</del>	<del>① 最初の通報：航路入港予定日の前日の正午まで</del> <del>② 変更通報：航路入港予定時刻の3時間前</del> <del>以後その都度直ちに</del>				
<del>通報手段</del>	<del>海上保安庁長官が告示で定める方法</del>				
<del>通報事項</del>	<del>① 船舶の名称及び総トン数</del> <del>② 長大物件えい（押）航船の全体の長さ及び喫水（単位メートル）</del> <del>③ 長大物件えい（押）航船の引き又は押す物件の概要（種類、長さ、巾、高さ等）</del> <del>④ 仕向港（仕向港の定まっている船舶に限る）</del> <del>⑤ 航行しようとする航路の区間</del> <del>⑥ 航路入航予定日時（時刻は24時、日本標準時による）</del> <del>⑦ 航路出航予定日時（同上）</del> <del>⑧ 船舶局の呼出符号又は呼出名称（船舶局のある船舶に限る）</del> <del>⑨ 海上保安庁との連絡方法（船舶局のない船舶に限る）</del>				

- ~~（注）（1）通報を郵送する場合は、封筒に「航路通報」と朱書すること。~~  
~~（2）航路を通航しない場合はこの通報は必要としない。~~

~~（2）海難発生時の通報~~

<del>書類の名称</del>	<del>海 難 報 告</del>	<del>海 難 報 告</del>
<del>根拠法令</del>	<del>海交法33 同則29</del>	<del>港則法25</del>
<del>適用海域</del>	<del>東京湾、伊勢湾、瀬戸内海</del>	<del>港内又は港の境界附近</del>
<del>手続きを必要とするとき</del>	<del>海難により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるとき</del>	<del>海難により他の船舶交通を阻害する状態が生じたとき</del>
<del>通 報 者</del>	<del>船 長</del>	<del>船 長</del>
<del>通 報 先</del>	<del>所轄海上保安（監）部の長</del>	<del>所轄港長又は所轄海上保安（監）部の長</del>
<del>通報事項</del>	<del>① 海難の概要</del> <del>② 標識の設置等その他の船舶交通の危険を防止するためにとった措置の概要</del>	<del>同 左</del>

（3）航路標識等事故発生時の通報

書類の名称	航路標識事故発生時の通報
根拠法令	航路標識法 7
適用海域	港、湾、海峡、その他国内沿岸水域
手続きを必要とするとき	航路標識に事故のある事を発見したとき
通報者	事故発見者
通報先	海上保安庁又は所轄管区海上保安本部若しくはその事務所
通報事項	事故状況

（4）海難報告

書類の名称	海難報告書
根拠法令	船員法 19 同則 14
手続きを必要とするとき	次の事態が発生したとき ① 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき ② 人命又は船舶の救助に従事したとき ③ 航行中、他の船舶の遭難を知ったとき ④ 船内にある者が死亡し、又は行方不明になったとき

書類の名称	海難報告書
	⑤ 予定航路変更したとき ⑥ 船舶が抑留され、又は捕獲されたとき、その他船舶に関し著しい事故があったとき
通報者	船長
通報先	最寄りの地方運輸局等の事務所
報告時期	発生後遅滞なく
報告部数	2部
通報内容	① 件名（衝突、火災、遭難船舶救助、船員死亡等） ② 船名 ③ 船質 ④ 船舶番号

	<del>⑤ 船籍港</del> <del>⑥ 総トン数</del> <del>⑦ 航行区域又は従業制限及び従業区域</del> <del>⑧ 主機の種類、筒数及び出力</del> <del>⑨ 船舶所有者住所、氏名又は名称</del> <del>⑩ 船長住所、氏名、海技名状種類、番号</del> <del>⑪ 機関長住所、氏名、海技名状種類、番号</del> <del>⑫ 発航港及び到着港</del> <del>⑬ 事実発生の日時及び場所</del> <del>⑭ 事実のてん末</del>
様————式	<del>第4号</del>
<del>注)</del>	<del>① 海難報告書を提出する際、航海日誌を呈示すること航海日誌を呈示できないときは、その理由を事実の末尾に記載すること</del> <del>② 航行中他の船舶の遭難を知ったことの報告の場合には遭難船舶の救助におもむくことができなかつた理由をも記載すること</del> <del>③ 船舶の海難に関する報告の場合には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の用途を備考として事実の末尾に記載すること</del> <del>④ 報告書が二葉以上にあつたときは、各葉にあつて契印をすること</del>